

第4章 各国の WTO 協定実施に係る現状

第4章 各国のWTO協定実施に係る現状

4-1 マレーシア国

4-1-1 近年の貿易政策のレビュー

マレーシア国は1995年からのWTO原加盟国の一つであり、それ以前にはGATTの加盟国であった。また、APEC、ASEAN-AFTAの加盟国でもあり、国際貿易に国の経済政策の大きな比重を置いている。多国間貿易枠組みの他に二国間の取り組みとして、これまでに59ヶ国と貿易促進のための協力協定を締結している。

マレーシア国経済は、シンガポール国からの独立以降1960年代まで、農林水産業や鉱業といった一次産品の輸出に頼ってきたが、1970年代には軽工業の育成による輸入代替を開始した。1980年代に入ると輸出型製造業に対する税制優遇や外資出資規制の大幅な緩和によって重工業化協力を推進し、輸出志向型製造業型経済へと転換を遂げた。1991年2月にマハティール首相が表明した「ビジョン2020」においては、以後30年間にわたり年平均7%の経済成長を達成し、GDPを9倍増、所得を4倍増することを通じて2020年にはマレーシア国を先進国の仲間入りさせることを目指すことがうたわれた。この「ビジョン2020」の目標を達成すべく、各次5ヶ年計画においては、規制緩和を通じた国内産業の競争力強化と、輸出産業の新興が目指されることとなった。

1997年夏のタイ・バートのフロート制移行に端を発したアジア通貨危機の前には、8年間に渡って年率8%を超える経済成長を記録している。しかし、通貨危機後マレーシア国の経済情勢は急速に悪化し、1998年9月には包括的な通貨・資本規制及び対米ドル固定為替相場制(1米ドル=RM3.8)を導入するに至っている。マレーシア国はASEANの中でも大きな発言力を有する国の一つであり、AFTAの進展にも影響力を有している。ASEANのなかでシンガポール国に次いで経済発展の進んだマレーシア国は、国内産業を労働集約型から付加価値の高い技術集約型に移行させることに成功してきたとともに、国内市場の制約(人口が1,900万人)もあり、輸出市場の開拓に積極的に取り組んできた。

マレーシア国は貿易自由化にあたって、大国主導の自由化スケジュールに一定の距離を置いてきた。1996年にASEAN諸国がAFTA構想を提起し、域内の貿易自由化を志向した際には、マレーシア国はAFTAのあり方に大きな注文を出した。また1996年末のWTO情報技術合意(情報通信関連製品の輸入関税を、他の製品に先駆けて2000年までにゼロとする措置)についても、当初はマレーシア国独自のスケジュールで自由化を行なうことを主張した。しかし基本的には、マレーシア国は周辺国との協調を通じた輸出機会の拡大のた

めに、貿易自由化に積極的なスタンスを示してきた。

このようにマレーシア国が貿易自由化にあたって特殊なスタンスを取り続けてきた背景には、マレーシア国独特の開発政策上の課題が存在していた。マレーシア国は、6割のマレイ人、3割の華僑系、1割のインド系住民から構成されているが、ビジネス面ではこれらの中でも人口の3割を占める華僑系の力が強い。そのためマレーシア国政府はマレイ人優遇のための「ブミプトラ政策」(マレイ人の経営する企業に対しては、補助金支出、税制優遇、市場参入機会の拡大を与える政策)を実施し、同じマレーシア国民であっても、民族による差別化政策を実施してきたのである。

こうした政策は、WTOの大原則である「最恵国待遇」「内国民待遇」を満たす上で大きな課題となってくる。国内において既に差別化政策が存在する以上、WTOルールに則った貿易自由化を行なう際に、国内のどの民族との「内国民待遇」を確保するのか、その場合民族の違いによる「最恵国待遇」が十分に確保されるのかという問題が残るのである。マレーシア国は、こうした国内の開発政策上の課題を国際ルールとどのように調和させていくことができるかという観点から、独自のスタンスを形成してきた。

このように、マレーシア国の貿易政策を理解する上では、国内の開発政策に関する理解が不可欠となっているが、マレーシア国自身は、これまで一貫して貿易自由化路線を採用してきた。しかしアジア通貨危機以降は、こうした路線に若干の修正が加えられている。通貨危機によってASEANの他の加盟国であるインドネシア国やタイ国が国内市場を閉鎖的にしたことに伴い、マレーシア国もAFTAの完成期限を遅らせるべきであるとの主張を行なうようになっている。また、WTOの貿易自由化についても、新たな自由化交渉には必ずしも前向きではなく、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく義務の履行を優先させるべきと主張している。

マレーシア国は、国内においては通信、金融といった分野で着実に自由化のスケジュールを公表し、必要な国内法制度の整備を実行してきている。今後は、マレーシア国が抱える固有の課題についての周辺国の理解を促しつつ、自由化路線を継続していくことが課題となっている。

表4 - 1 - 1 - 1 マレーシア国の貿易政策関連年表

時期	内容
1957 年	新経済政策 (NEP: NEW ECONOMIC POLICY、~1970 年まで) を発表。 「自由な企業活動の促進による輸出の振興」を政策目標のひとつに掲げる。
1981 年 7 月	マハティールが首相に就任。

1986 年 10 月	1986 年投資促進法を公表。輸出指向型製造業等への免税、外資出資比率の大幅自由化、外国人雇用ガイドラインの大幅緩和を実施。
1991 年 2 月	マハティール首相が「ビジョン 2020」を提唱。2020 年までの工業国入りを目指し規制緩和や競争力向上を実施。
1991 年 6 月	国家開発計画（NDP: NEW DEVELOPMENT PLAN、～2000 年まで）及び第 6 次マレーシア計画（6MP、～1995 年まで）を公表。積極的な開発投資を通じて資本集約型・先端技術産業の育成、輸出振興に努める。
1991 年 11 月	新投資政策を公表。税制面の優遇措置など市場歪曲的な制度を削減する。
1996 年 5 月	第 7 次マレーシア計画（7MP、～2000 年まで）を公表。資本・技術集約型の輸出指向産業の確立を目指す。
1996 年 11 月	第 2 次工業化マスタープラン（IMP2、～2005 年まで）を公表。技術革新を図り、生産性向上による国際競争力強化、ハイテク化を推進する。
2001 年 3 月	第 8 次マレーシア計画（8MP、～2005 年まで）国会審議。

出所：各種文献より作成

4 - 1 - 2 関連法制度整備状況

（１）法制度の有無

マレーシア国は、WTO 協定の履行にあたっての国内法整備を着実に進めており、現時点で国内法制度はほぼ WTO 協定整合的である。WTO 協定によって制定が義務づけられているわけではないが、マレーシア国が有していない法制度としては、競争政策関連法（独占禁止法）が挙げられる。現在、マレーシア国においては、「取引表示法（Trade Description Act 1972）」が存在し、不正取引きの取り締まり等消費者保護は同法によって実施されているが、事業者間の競争を促し、市場参入機会の均等を図るための制度的枠組みは存在していない。今後、マレーシア国内における国内企業と外国企業の競争環境が問題となる場合も多く想定され、競争法の整備が課題の一つである。またマレーシア国は、WTO の政府調達協定に参加していない。今後は政府調達協定加盟にあたっての国内法制度の整備が必要となっている。

現時点でのマレーシア国の WTO 関連の国内法令は、以下の通りである。

（アンチダンピング協定/ SCM 協定関連）

- The Countervailing and Anti-Dumping Act 1993
- The Countervailing and Anti-Dumping Regulations 1994

（GATS 関連）

- Banking and Financial Institutions Act (BAFIA) 1989 (Central Bank)
- Insurance Act 1996 (Central Bank)

- Communications and Multimedia Act 1998 (MECM)
- Communications and Multimedia (Licensing) Regulations 2000 (MECM)

(TRIPS 協定関連)

- Patent Act 1983
- Trade Marks Act 1976
- Industrial Designs 1996
- Copyright Act 1987
- Geographical Indication Act 2000
- Layout Design and Integrated Circuit 2000
- Trade Description Act 1972

(農業/ SPS 協定関連)

- The Food Act 1983
- The Food Regulations 1985
- Animal Ordinance 1953
- President Act 1974
- Plant Quarantine Act 1976
- Plant Quarantine Regulation 1981

(2) 協定との整合性

マレーシア国の国内制度は、ほぼ WTO の各種協定と整合的である。今後の課題となっているのは、特許法及びサービス関連の法制度の拡充であろう。特許法に関しては、現在、マレーシア国においては特許の付与期間が 15 年となっており、TRIPS 協定第 33 条で定める保護期間 20 年を満たしていない。しかしこの点についてマレーシア国政府は制度改正の必要を認めており、近い将来に協定整合性が確保されるものと考えられる。

またサービス産業に関連した法律については、現在、金融、通信分野に関する規制緩和、競争促進策が検討されているところである。GATS においては、コミットメントを行っていない分野は自由化を行なう必要がないが、マレーシア国の経済発展水準を考慮すると、金融、通信といった重要なサービス分野における制度整備は、2000 年から開始されているサービス交渉においても問題とされる可能性が高く、早急な制度整備が必要となっている。

その他、国内法制度が WTO 協定と整合的な分野においても、法制度のエンフォースメント上の問題が指摘される可能性は高い。今後は、監督当局、裁判所、警察、その他協定の実施機関等が十分な連携を行ない、法制度の確実な実施を行なっていくことが必要となっている。

4 - 1 - 3 実施体制

(1) 関連省庁

WTO 協定義務履行に関連する省庁は、次の通り。

省庁	WTO 協定
通商産業省	WTO 全般、GATT、繊維協定、TRIMs 協定、AD 協定、 原産地規則協定、輸入許可手続協定、補助金・相殺措置 協定、セーフガード協定、サービス協定、紛争解決、政 府調達協定
国内取引消費者省	TRIPS 協定
SIRIM (マレーシア標準工業研究所)	TBT 協定
農業省	農業協定、SPS 協定
保健省	SPS 協定
関税局	関税評価協定、船積み前検査協定、原産地規則協定
法務長官執務室	紛争解決
大蔵省	サービス協定
中央銀行	サービス協定 (金融)
エネルギー通信郵政省	サービス協定 (通信)

1) 通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry、MITI)

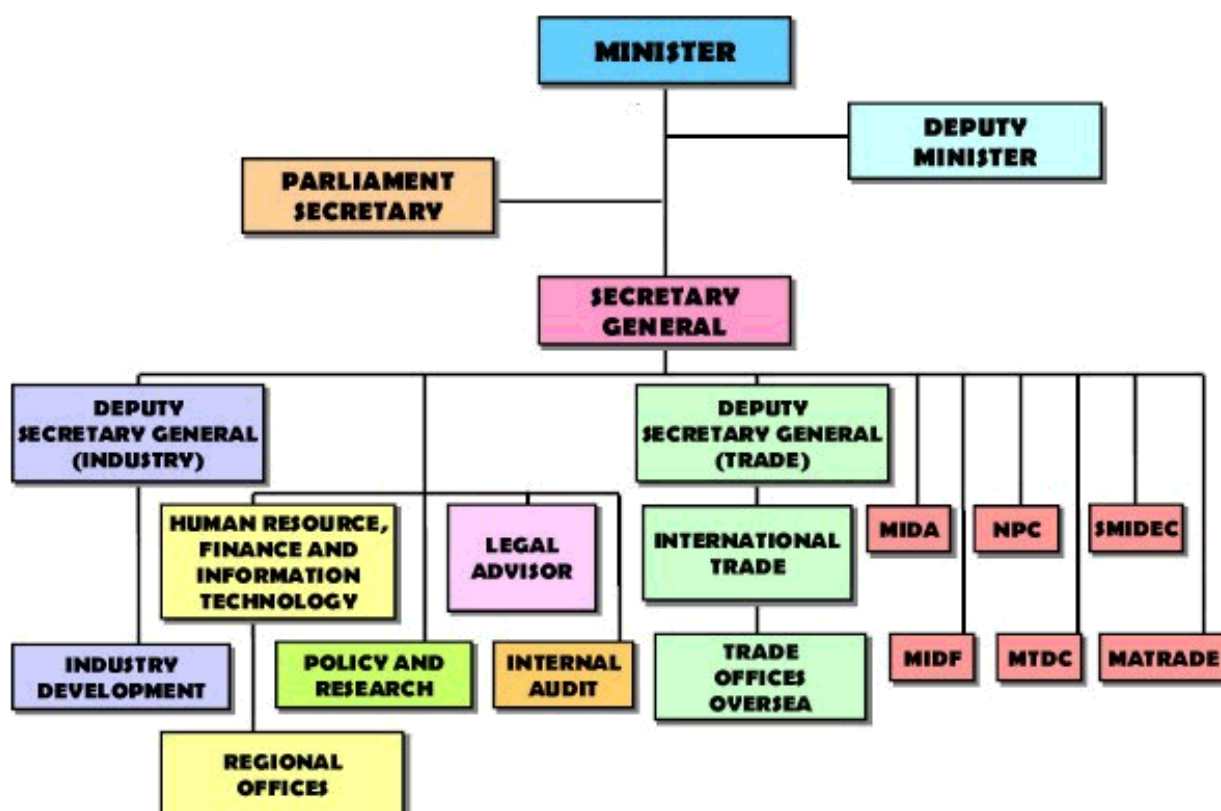
MITI においては、多国間貿易関係局 (Multilateral Trade Relations) が WTO 及び UNCTAD 関連事項を担当している。多国間貿易関係局は WTO 問題に対する主要窓口機関となっており、ジュネーヴ代表部職員 4 名は、全員 MITI から派遣されている。ただし、個別分野に係る問題については、国内の他の関係省庁との調整に基づいて交渉が実施されている。ジュネーヴ代表部が入手した WTO 関連情報は、通常は MITI を通して国内関係機関に提供されるが、緊急性によっては代表部から関係者に直接提供されることがある。国内における調整メカニズムとしては MITI の Secretary General が議長役を務め、他の関係機関が参加する National Committee がある。

MITI において WTO 問題担当スタッフはクアラルンプールに 7 名おり、多国間貿易関係局に設置されている貿易実務ユニット (Trade Practices Unit) がアンチ・ダンピングや相殺措置に関する業務を所管する。マレーシア工業開発機関 (MIDA)、大蔵省、関税局も関連業務を担当する。これらの問題に対する広報活動は、セミナーを通じた産業界との意見交換、MITI のホームページ、企業や業界団体の要請に応じて付与されるアドバイス等を通して行われる。

個別協定に関しては、MITI は、関税及び貿易に関する一般協定、繊維及び繊維製品に関する協定、貿易に関連する投資措置に関する協定、アンチ・ダンピング協定、原産地規

則に関する協定、輸入許可手続きに関する協定、補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガードに関する協定、サービス貿易に関する一般協定、紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解など大半の協定に携わっている。

図 4 — 1 — 3 — 1 通商産業省組織図



(出所：マレーシア国 通商産業省ホームページ)

2) 国内取引消費者省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs)

国内取引消費者省の知的財産局 (Intellectual Property Division) が TRIPS 協定を所管しており、7 名の担当者がクアラルンプールで WTO 関連業務に当たっている。国内取引消費者省には、特許、商標、著作権、工業意匠など TRIPS 協定下の個別分野と WTO 協定との整合性を見る担当者があり、全体として Committee を作り調整を行っている。国内取引消費者省職員が WTO で開催される各種会議に参加することはなく、ジュネーブ代表部の担当者から WTO 関連情報を入手している。

省庁間調整は、科学技術環境省、大蔵省、税関当局、農業省、第一次産業省、エネルギー通信郵政省、内務省、警察との間で実施されている。また、WTO 協定との整合性確保のために省内に設立された 5 つのワーキング・グループ ((1) 商標及び地理的表示、(2) 特

許、回路設計、工業意匠、開示されていない情報及び反競争的慣習の制限（３）著作権及び関連した権利、（４）実施、（５）一般的規定、取得及び維持、紛争阻止と解決、移行的措置及び組織制度）があり、関係省庁に加えて、知的財産権協会、法学部教授、弁護士、民間セクターの代表も参加している。

知的財産権の実施に関しては、知的財産局の他に、税関等の実施機関、司法当局、警察等に関連問題を扱う人材が存在する。実施面の重要性はよく認識されており、著作権の分野では警察、税関職員等も含めた特別タスクフォースが設置されている。また、2001年2月にパブリック・アウェアネスを高めるためのキャンペーンが実施されたほか、IT化に向けた取り組みも開始される見込みである。

知的財産権研修センター（Intellectual Property Training Center、IPTC）は1997年に設立された官及び民間セクターに対する知的財産権に関するトレーニング機関であり、公共サービス局の研修担当部門であるINTAN（国立行政協会、National Institute of Public Administration）内に位置している。INTANでは、マレーシア国政府の強力な財政的支援を受けて年間約1,000に及ぶ研修コースを開催し、その参加者は40,000人を超える。

IPTCの訓練カリキュラムは、知的財産権問題に関する基本的な理解と一般大衆及び民間セクターに対するアウェアネス向上を図ることを目的としている。現在スタッフは2名（国内取引消費者省 知的財産局次長及び、常駐職員1名）だが、必要に応じて国内取引消費者省 知的財産局スタッフが支援している。研修の講師はテーマによって異なるが、海外の専門家、国内の大学教授、知的財産局職員等が担当し、年2回程度開催されている「特許草案作成」コースでは、講師にヨーロッパ特許庁（EPO）から専門家を迎えている。1コース当たりの参加者数は約40名であり、著作権、工業デザイン等、幾つかのTRIPS協定関連セミナーが開催されている模様である。ただし、IPTCのスタッフのTRIPS協定に関する知識は十分とは言えず、トレーナーの質の向上が望まれる。

３）マレーシア標準工業研究所（SIRIM Berhad）

現在、マレーシア国の国家基準認証機関は科学技術環境省 標準局（Ministry of Science, Technology and Environment, Department of Standards）であり、SIRIMはその実施機関としての位置付けとなっている。SIRIMは以前は政府機関であったが、1996年にCompany Actに基づく100%政府所有の企業となった。現在は、契約ベースで政府からの仕事を請け負っている他、民間企業に対して規格書を販売する等、産業セクターから収入を得ることで組織を運営している。

TBT協定の実施に関してはMITIが責任機関となっており、ジュネーヴでの会議にもMITIから代表が出席している。SIRIMは1996年に独立採算機関となった後も、引き続き

TBT 関連の照会先として位置付けられており、400 に及ぶ民間企業や関連政府機関への情報提供及び WTO への通報業務を 3 名の担当者で実施している。従って、TBT 協定については、MITI、SIRIM、国家基準認証機関である標準局の三者が連携して対応しており、SIRIM は TBT 関連の National Committee の事務局を務めている。国内・国際標準化活動において民間企業の関与が浅く、SIRIM は問題視している。

SIRIM は独立採算機関となった現在、政府予算を執行する権限を持ち合わせておらず、国際協力プロジェクトを実施する上でのローカルコストの負担さえ経済開発企画院（Economic Planning Unit、EPU）の認可なしでは行うことができない状況にある。従って、SIRIM が本件キャパビル案件の受け皿となる能力は、その法的位置付け上、限界があるように思われる。

4）農業省（Ministry of Agriculture）

農業省においては、企画部（Planning Division）が農業協定を所轄し、植物保護・検疫部（Plant Protection and Quarantine Division）が SPS 協定を所轄する。獣医サービス局（Department of Veterinary Services）のスタッフ 2 名もアドホック・ベースに WTO 農業協定及び SPS 協定関連業務を担当しているが、この 2 名は十分なトレーニングを受けていない。農業省では、現在、農業協定と SPS 協定をそれぞれ担当する部署を設立することを検討している。

農業省の調整の下に、MITI 及び保健省が協議を行い、農業協定・SPS 協定関連の政策が決定されている。実施は、水際での検疫機関、農場評価、検査機関によって担当される。農業協定については、補助金の扱いなど協定全般に関する理解を深め、協定の条文がマレーシア国社会に与えるインプリケーションを理解する必要があり、またこれらの情報を生産者や流通業者等に対して広めることが重要である。従って、農業省ではフォーラムやセミナーの開催を通して、対話形式による広報活動を実施している。

5）保健省（Ministry of Health）

保健省は、SPS 協定（食品安全性）を所轄している。公共保健局（Department of Public Health）の食品品質管理部（Food Quality Control Division）が、SPS 協定の食品安全性に関する照会先（SPS Enquiry Point on Food Safety）となっている。現在、WTO 協定の義務履行の確保に向けての組織再編過程にあり、食品安全委員会（Food Safety Council）が設立されれば、関係省庁間のコーディネーションは強化されるであろう。保健省内での WTO 担当者はクアラルンプールに 1 名のみであり、WTO の SPS 委員会には 1999 年に一

度出席しただけだが、Codex の委員会には定期的に出席している。保健省に対しては、平成 13 年度から、JICA による食品衛生強化に関するプロジェクト方式技術協力案件が開始される予定である。

6) 関税局 (Royal Customs and Excise Department)

関税局 技術部 (Technical Division) の評価管理部門 (Valuation Management Branch) が関税評価協定を所轄し、分類部門 (Classification Branch) が原産地規則協定を所轄している。これらの協定に関連した業務の担当職員数は 10 名である。また、技術部と共に国際部 (International Division) と関税部 (Customs Division) も WTO 協定実施に向けての責任を果たす。関税局所轄の Customs Academy は、税関職員対象のトレーニング機関である。日本国の資金援助等を得て、WCO、米国、オーストラリア国等のトレーナーを迎え、マレーシア国だけでなく、アジア太平洋地域の税関職員に研修を提供している。Customs Academy の他にも、民間セクターが輸出入業者や生産業者を対象とした WTO セミナーを実施しているが、講師は税関職員または元税関職員に限られる。

7) 法務長官執務室 (Attorney General's Chambers)

法務長官執務室の 3 名及び、法務長官執務室から各省庁に派遣されている法律アドバイザー 33 名が WTO 問題を担当している。MITI には 3 名派遣されており、各々、ジュネーブでの紛争解決、AD・相殺関税関連問題、多国間・二国間貿易に関わるその他の様々な課題、を担当している。担当者は WTO や他の機関によるセミナーや研修に参加し、知識を身につけてきた。例えば、WTO による「貿易政策コース」にはこれまで 6 名を派遣した経験がある。マレーシア国にとって、米国等外国の弁護士は費用が高いため、DS に関連して外国のコンサルタントや法律家を雇ったことはなく、全て法務長官執務室の職員で対応している。国内の他の人材にも頼っておらず、DS 関連の国内リソースは法務長官執務室職員のみである。過去、WTO のパネルメンバーになったマレーシア人はいない。

8) GATS 実施体制

MITI と大蔵省が GATS を共轄しており、金融サービスを大蔵省 (Ministry of Finance) 及び中央銀行 (Central Bank) が管轄し、電気・通信サービスをエネルギー通信郵政省 (Ministry of Multimedia, Energy, and Communications) が管轄している。中央銀行には、銀行金融機関法及び保険法によって銀行部門及び保険部門を規制・監督する権限が付与されており、国際局 (International Department) のスタッフ 2 名が WTO 問題を担当している。その他にも、銀行・保険に関する業務に関しては銀行規制局 (Bank Regulation

Department) 及び保険規制局 (Insurance Regulation Department) と協力し、WTO 協定に関わる約束や義務の法的側面に関しては法務局 (Legal Department) と協力の上、業務が遂行している。

エネルギー通信郵政省では、通信マルチメディア部 (Communication and Multimedia Division) の 5 名が WTO 関連業務を担当しているが、これらのスタッフの WTO 協定に関する知識は十分ではない。現在、WTO 関連業務をより効率的に遂行できるように、国際的な問題を取り扱うグループを通信マルチメディア部内に設立することが検討されている。他の関連機関としては、通信マルチメディア委員会 (Communication and Multimedia Commission) が存在する。また、外国投資委員会 (Foreign Investment Committee) が外国資本の参加に関する実施面を担当しており、エネルギー通信郵政省は外国資本の参加状況をモニタリングするのみである。

今回調査では、これらの省庁から直接支援ニーズを確認できなかったが、ここでも人材育成は重要な課題であることが予想されるため、WTO 協定の理解や紛争解決などに関するセミナーの開催の際には、参加を呼びかけるのは効果的であろう。

(2) 連絡・連携体制

1) ジュネーヴ駐在事務所との連絡・連携

MITI が WTO 関連の連絡窓口になっており、ジュネーヴ代表部には MITI 職員が 4 名 (大使 1 名、その他 3 名) が派遣されている。他省庁からの派遣スタッフはいない。WTO 関連情報は、通常はジュネーヴ代表部から WTO 関連窓口である MITI を通して各省庁に提供される。緊急性が高い場合には、代表部から各担当省庁に直接送付される。

2) 国内調整・連絡

WTO への窓口及び国内調整・連絡役は MITI 多国間貿易関係局 が務めているが、それを定める明文上の規定は存在しない。ただし、個別問題について議論する時には、MITI がコーディネーターとなり、関係省庁と共に議論が行なわれる。国内における調整メカニズムとしては、MITI の Secretary General が議長役を務め、他の関係機関が参加する National Committee がある。

4 - 1 - 4 協定遵守状況

(1) 残存する問題点等¹

1) GATT 関連

GATT 関連では、マレーシア国は依然としていくつかの分野で輸入禁止措置が取られていることが問題である。1967 年関税法第 31 条に基づく関税令、1977 年関税規制、1978 年輸入管理令によって、4 分類の輸入制限（完全輸入禁止品目、条件付き輸入禁止品目、国内産業保護のための暫定的輸入制限品目、品質管理のために輸入方法・手続きに条件がある品目）が実施されており、これらはガット第 11 条に抵触する恐れがある。また、マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985 年以降、小径木を除く全ての樹種について輸出禁止を実施し、サバ州・サラワク州でも丸太の輸出規制が実施されている。これらの数量規制措置は、ガット第 11 条に違反する可能性が高い。

さらに 1997 年 10 月、アジア通貨危機への対応策として「輸出促進・輸入削減策計画」を発表し、輸入制限、関税引き上げ、補助金協定の禁止補助金等の各種措置が採用されている。これらはガット第 11 条の輸入制限、補助金協定、ガット第 3 条の内国民待遇等に違反している恐れがある。TRIMs 協定とも関連するが、インセンティブを伴うローカル・コンテンツ要求が実施されていることも問題である。1991 年以降、一定の国産化率を達成した場合に、国産品に対して優先した税制優遇措置が実施されており、補助金協定上、禁止補助金である国内産品優先使用補助金に該当すると考えられている。

2) TRIMs 関連

TRIMs に関連した措置としては、自動車関連部品に対して 1992 年から 1996 年にかけて段階的に国産化規制が課されており、最終的に乗用車については 60%、商用車については 45%の達成義務が課されている。オートバイに対しても同様のローカルコンテンツ計画が実施されており、60%の国産化規制が課されている。これらの措置は通報されており、2001 年末までの TRIM 措置撤廃の延長が要請済みである。

3) GATS 関連

GATS に関しては、マレーシア国の自由化約束分野数が少ないことが指摘されている。GATS 規定では、自由化約束を行っていない分野については、国内法制度の整備が義務づけられているわけではないが、現行の国内制度は、自由化約束を行なう際には問題となる規定が多い。例えば、外国投資委員会のガイドライン及びその具体的運用により、マレー

¹ 「4-1-4 協定遵守状況 (1)現存する問題点等」については、『2000 年版 不公正貿易報告書（通商産業省通商政策局編）』 pp.43-44、pp.172-173、pp.230-231 から一部抜粋。

シア人の技能及び資本利用が可能な分野や、国益上の戦略的準用性を有するとされる分野においては、外資が長期に渡って 30%以上の出資比率を維持することが認められていない。また、地元出資分についても 70%のうち 30%は純マレーシア人にしか認められていない。

4) TRIPS 関連

特許法の保護期間が 15 年しかなく (TRIPS 協定では 20 年) 刑事上の罰則規定がない。ワインや酒類について地理的表示の法的保護がない。また、裁判所による法的な対応が不十分なため、有効な国内取締がなされておらず、海賊版製品が市場に溢れている。

(2) 通報の実施実態

マレーシア国の場合、WTO 協定上の各種通報は通商産業省 (MITI) 多国間貿易関係局が関連機関の協力の下、一元的に管理を行なっている。ただし、TBT 協定に関連した通報業務は、MITI の監督の下、マレーシア標準工業研究所 (SIRIM Berhad) が行なっている。

一般的にマレーシア国の WTO 協定関連の通報は、迅速かつ適切に行われており、これまで大きな問題は指摘されていない。

4 - 1 - 5 国内人材リソース

(1) 学識経験者

国内に WTO に関する学識経験者はいるが、実務経験に富む人材は少ない。従って、本件のキャパビル支援セミナーの講師に適格な人材は極めて限られている。

(2) ローカルコンサルタント

本調査では時間的制約により、本件の調査に至らなかった。今後の調査が必要と思われる。

(3) 外資系法律事務所

マレーシア国には外資系法律事務所が数多く進出しており、WTO 関連業務を実施する法律事務所の一つに Baker & McKenzie がある。現地の法律や事情を理解した弁護士が、現地の言葉でクライアントに WTO 関連サービスを提供できるのが現地事務所の強みである。また、White & Case は途上国において貿易法、AD 法の作成に関わっているが、タイ国事務所及びシンガポール国事務所がマレーシア国に関する業務をカバーしている。実務経験を併せ持った現地の学識経験者には限界があるため、本調査の際には、これらの人材リソ

ースも視野に入れて案件を実施することは有効であろう。

(4) 民間団体

MITI は民間セクターと定期的に会合を持ち、意見交換を行っている。経済及び貿易関連の有力団体としては、マレーシア製造業者連合(Federation of Malaysian Manufacturers、FMM) がある。1968 年の設立以来、マレーシア産業団体として成長を続け、現在では会員企業数は 2,000 社を超える。しかし、日本国の同様の団体ほどの能力はなく、FMM 自体もまだキャパシティ・ビルディング途上である。

4 - 2 フィリピン国

4 - 2 - 1 近年の貿易政策のレビュー

フィリピン国では、1980 年代前半まで、関税と売上税（後の「付加価値税」。最終財ほど高税率という、関税と同様の構造を持つ）による保護政策がとられ、国内市場が小さかったことや競争原理が導入されていなかったことから、国内の製造業の成長は低い水準にとどまっていた。また、主要輸出品目は、砂糖、ココナッツ、銅などの一次産品に依存しており、製造業の輸出は低水準で推移していた。国内製造業は外資によるいわゆる「委託加工」が中心であったため中間財や資本財の輸入が必要で、一次産品の輸出が停滞すると国際収支が危機に瀕するという経済構造となっていた。こうした中、1980 年代前半の世界的な景気低迷により、フィリピン国の外貨収入は大幅に落ち込んだ。その後のマルコス政権による財政金融政策の失敗から緊縮財政が必要となり、IMF 融資を受け入れ経済再建に努めたものの、国内政治・経済の混乱（例えば、アキノ元上院議員の暗殺事件等）によって、海外投資家の信頼が損なわれ、大規模な投資逃避を招き、結果的に 1983 年に政府はデフォルト（債務不履行）を宣言するに至った。

1986 年に成立したアキノ政権下では、不良債権処理と金融機関建て直しを主眼とする、IMF・世銀主導による経済構造改革が行われた。その一環として、主要農産品の独占体制の解体、国有企業の民営化等とならび、貿易自由化政策がとられた。その後のラモス政権も、前政権の政策を引き継ぎ、1993 年後半からは経済指標も改善した。フィリピン国は、1997 年の通貨・経済危機以前に IMF の構造調整融資を受けているが、1994 年には、いわゆる「卒業プログラム」を開始し、1998 年 3 月には、途上国向けプログラムから卒業した。しかしながら、経済危機の影響が考慮され、1998 年 4 月より、銀行セクターの増資や合併の促進、競争政策の強化等を条件に、予防プログラムの適用を受けている。

フィリピン国の「1999～2004 年中期開発計画」と呼ばれる経済計画の下、エストラダ政権は、WTO での合意に基づく貿易・投資の自由化を方針のひとつとして掲げた。

関税については、1995 年 7 月から大幅な引き下げを実施している。ただし、アジア通貨・経済危機後の動向を見ると、危機により低迷した国内産業の国際競争力回復を目指し、乗用車および商用車の組み立て用 CKD 部品、紡ぎ糸やポケットライターなど 7 分野 9 品目の関税率を引き上げている。こうした動きは、WTO や ASEAN 自由貿易圏(AFTA)による貿易自由化に逆行する動きであるが、政府は関税引き上げを 2001 年までの暫定措置としており、それ以降は当初の予定通り段階的に最高税率（30%）を削減し、2003 年までに原材料を 3%、完成品を 10%とし、2004 年以降は一律 5%の単一税率とする旨表明している。

投資分野についても、促進する動きと国内産業を保護する措置との両側面が見られる。フィリピン国への外国直接投資は、政治の安定や各種の規制緩和などを背景に、1993 年以降急増した。ピーク時には 36 億 2,100 万米ドルに達したが、97 年以降、アジア通貨・経済危機の影響により減少している。政府は、外国直接投資の回復を狙い、「自動車開発計画(MVDP)」改正(1998 年 4 月)、ネガティブ・リスト(外資規制対象業種表)改正(1998 年 10 月)、IT 産業に対する優遇措置(1999 年 10 月)、多国籍企業の地域統括本部設置に対する優遇措置(1999 年 10 月)、小売業自由化法案(2000 年 3 月成立)等の政策をとっている。他方、例えば、についてもローカルコンテンツ要求が残されていること、国内勢力の反対から、外国企業の土地保有制限の改正が実現に至らないことなど、様々な問題点がある。

4 - 2 - 2 関連法制度整備状況

(1) 法制度の有無

フィリピン国においては、WTO 関連の国内法制度として、アンチ・ダンピング、セーフガード、関税評価、知的財産権関連等の制度が整備されている。

アンチ・ダンピングに関しては、WTO 協定に整合的ではなかった 1994 年 AD 法 (Republic Act No.7843) は改正され、1999 年 AD 法 (RA8752。新 AD 法) が発効した。既に、新 AD 法施行後、台湾からの冷延鋼板について調査を実施するなどの実績がある。

セーフガードに関する国内法は、2000 年に新規に発効した。鋼鉄、鋼片及びセメントの 3 品目について、調査発効要請が連続して行われたところである。

TRIPS に関連し、1998 年 1 月に発行した新知的財産権規定 (R.A.8293) によって知的財産権保護制度が進展した。また、集積回路配置法 (DTI 所管) が発効した。また、植物新種保護法 (農業省所管) はまだ成立していない。

関税評価の分野では、1997 年関税評価法は WTO の関税評価協定に整合的でない部分があった。関税賦課の基準額を公表価格 (published value) リストに基づいて決定しており、賦課関税額を実際の支払額と公表価格を比較して高い方を採用し、税収を確保していた。また、税関職員に算定基礎となる価額の決定裁量があったため、汚職の温床となっていた。WTO の義務履行について議会はある程度理解してはいるが、政治的な抵抗も大きく、まだ改正法案は議会を通過していない。2000 年 12 月に成立される予定であったが、エストラダ前大統領の弾劾裁判などにより政局が混乱し、現在は選挙を控えて議会が審議を停止しており、法案の承認は延期されている。これまでの議会関係者に対する説得が無駄に終わっているため、選挙後に改めて説得プロセスが開始される必要がある。2001 年末までに議会を通過できればと考えられている。関税評価に関しては引き続き 7 月まで、支援と知識・技術移転を行っていく予定である。

サービス分野に関しては、金融、通信、流通 (例えば、小売業自由化法案 (RA8762 The Retail Trade Liberalization Act of 2000、2000 年 3 月成立)) など個別セクターに対応する国内法が存在するとともに、製造業とならび、一部サービス分野 (証券等) の拠点設置 (いわゆるサービスの「モード 3」) を制限する 1991 年外国投資法が存在する。また、多国籍企業の地域統括本部設置に対する優遇措置 (RA8756 Regional Headquarters Law、1999 年 10 月) など、複数のサービス分野に横断的に課せられる法律がある。

(2) 協定との整合性

アンチ・ダンピングに関しては、新 AD 法は基本的に WTO 協定を引用した部分が多く、

整合性が高められたとされるが、若干問題がある条項（AD 対象品を輸入した業者に対して当該 AD 税の二倍相当の罰金を義務付ける）が議会審議の際に挿入されており、WTO 協定に完全に不整合な部分も残されているとの指摘もある。

サービス分野に関しては、自由化コミットメントを行っている分野のみに制度構築の義務が生じるが、フィリピン国はサービス分野について 12 分野中 4 分野（金融、通信、観光、運輸）の一部においてしか自由化約束をしておらず、必ずしも十分とはいえない。現在開始されているサービス貿易自由化交渉においては、流通分野をはじめとするいくつかの分野で自由化を行うことが求められており、その意味から、サービス分野における国内制度の透明性確保、競争促進的な規律の導入が不可欠となっている。

4 - 2 - 3 実施体制

フィリピン国では貿易工業省（Department of Trade and Industry、DTI）国際貿易局（Bureau of International Trade、BITR）が WTO 関連業務の主要窓口機関であるが、農業に関しては農業省（Department of Agriculture、DA）、サービスに関しては国家経済開発庁（National Economic Development Authority、NEDA）が担当しており、WTO 協定全般に関して一元化された窓口は存在しない。

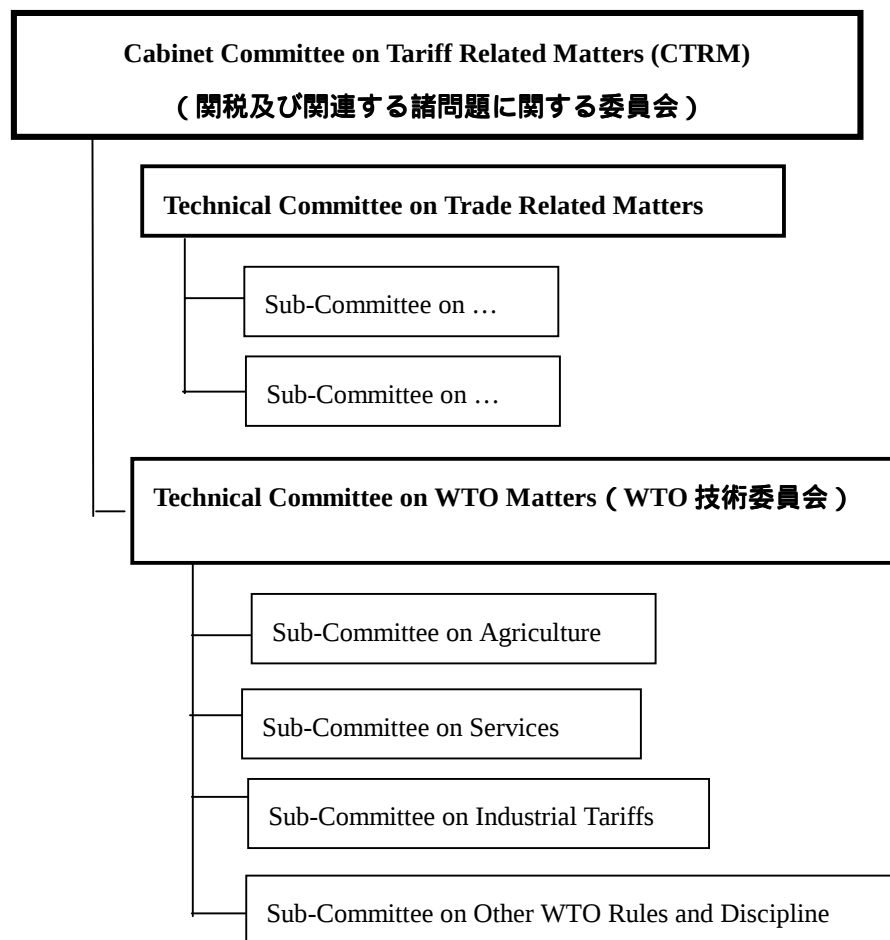
フィリピン国における WTO の省庁間での審議、政策決定は関係省庁の次官、局長等の委員で構成される Committee of Tariff and Related Matters (CTRM、「関税及び関連する諸問題に関する委員会（仮訳）」)の中での「WTO 技術委員会（仮訳）」(Technical Committee on WTO Matters)で行なわれている（図 4-2-1 参照）。CTRM の議長は貿易工業大臣が務めている。また、WTO 技術委員会は貿易工業次官が、共同議長を国家経済開発庁（NEDA）および農業省の局長級が共同議長を務めている。なお、事務局は貿易工業省国際関係貿易局（DIT-BITR）である。

同委員会の下部機関として、農業、サービス、工業製品関税および他の WTO 規則・規律に関わる 4 つのサブ・コミティーが設置されている（とりまとめはそれぞれ、農業省、NEDA、DIT-BITR、DIT-BITR）。各委員会、サブ・コミティーには、関係各機関から出席がある。なお、CTRM における WTO への対応について、組織改正の動きが水面下で進んでいるとの情報が得られた。

また、貿易政策全般に関しては、憲法に基づく議会案件となっている。大統領府に WTO/AFTA Advisory Commission（1992 年に AFTA 諮問委員会として大統領令に基づき設置され、1995 年に改称）が最高諮問機関として設置されている。関係閣僚および学界、産業界（フィリピン商工会議所（PCCI）、Exporters Confederation）、環境団体、労働組合、

農業、畜産業、教育界等の代表者から成る。月 2 回会合を行い、大統領に対して貿易政策に関する勧告を行う（意思決定機関ではない）。こうした組織は WTO の意義に関する教育を促進するためのプラットフォームとなり得るとの有識者の指摘がある。

図 4 - 2 - 3 - 1 関税及び関連する問題に関する委員会組織図



(1) 関連省庁

1) 貿易工業省 (Department of Trade and Industry: DTI)

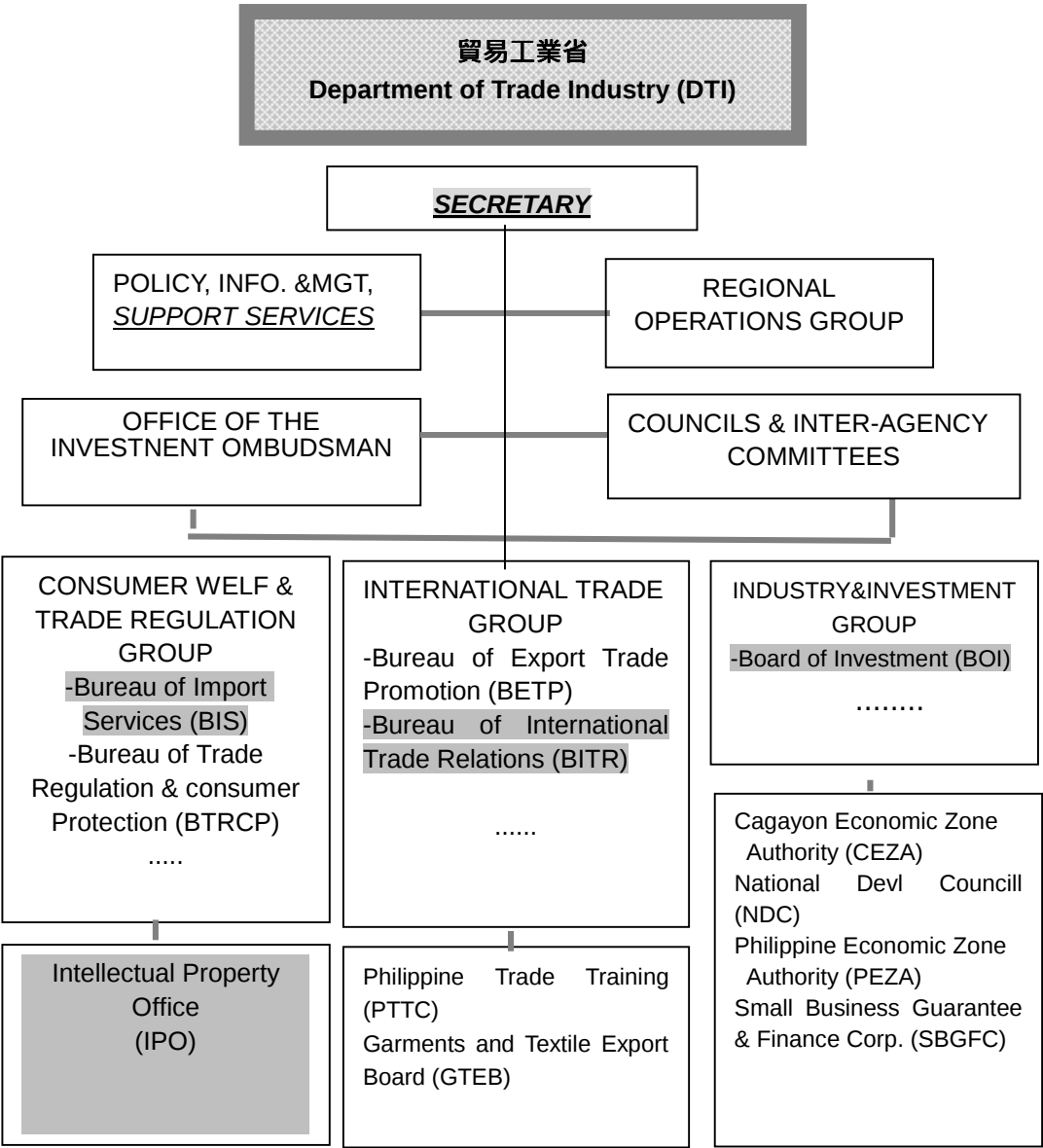
フィリピン国の WTO 関連業務の主要窓口は貿易工業省であり、その中の複数部局がそれぞれとりまとめ並びに個別協定 / 課題に関わる業務を担当している。

国際貿易関係局 (BITR) は、WTO 全般に関する窓口及び取りまとめを担当している (但し、サービス協定、農業協定は一義的な窓口としての機能は果たしていない。個別の協定に関しては、関税及び貿易に関する一般協定、繊維及び繊維製品に関する協定、アンチダンピング協定、船積み前検査に関する協定、原産地規則に関する協定、輸入許可手続きに関する協定、補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガードに関する協定、紛争解決な

ど大半の協定に携わる。WTO 担当者は 7～8 名である。

輸入局（DTI-BIS）は、工業製品等の輸入政策全般および、アンチダンピング、セーフガードの初期調査を担当する。また、TBT 協定に関わる規格・認証制度等については製品規格局（BPS）が、知的財産権分野に関しては、知的所有権局（IPO）がそれぞれ担当している。

図 4 - 2 - 3 - 2 貿易工業省組織図と WTO 担当部局



2) GATS 実施体制

サービス分野は、個別分野毎に多数の省庁が関わるが、サービスの分野横断的な課題のとりまとめ窓口を務めるのは国家経済開発庁（NEDA）の（貿易、産業及びユーティリテ

イ部 (Trade, Industry and Utilities) である。WTO のサービス分野のみが、協定全般のとりまとめ・窓口と異なるのはフィリピン国独自の体制と言えよう。主要サービス分野に関しては、金融分野は財務省 (DOF)・DOF 傘下の証券取引委員会 (証券分野のみ)、中央銀行 (銀行分野のみ) 等の複数の機関が関わり、1997 年の金融サービス交渉時には「金融サービスタスクフォース」において金融サービス貿易分野に特化した議論を行ってきた (とりまとめは DOF)。また、電気通信分野および運輸分野に関しては、運輸通信省 (DOTC) 内の別部局が、人の移動に関しては労働雇用省 (DOLE) が担当している。

図 4 - 2 - 3 - 3 国家経済開発庁組織図と WTO 担当部局

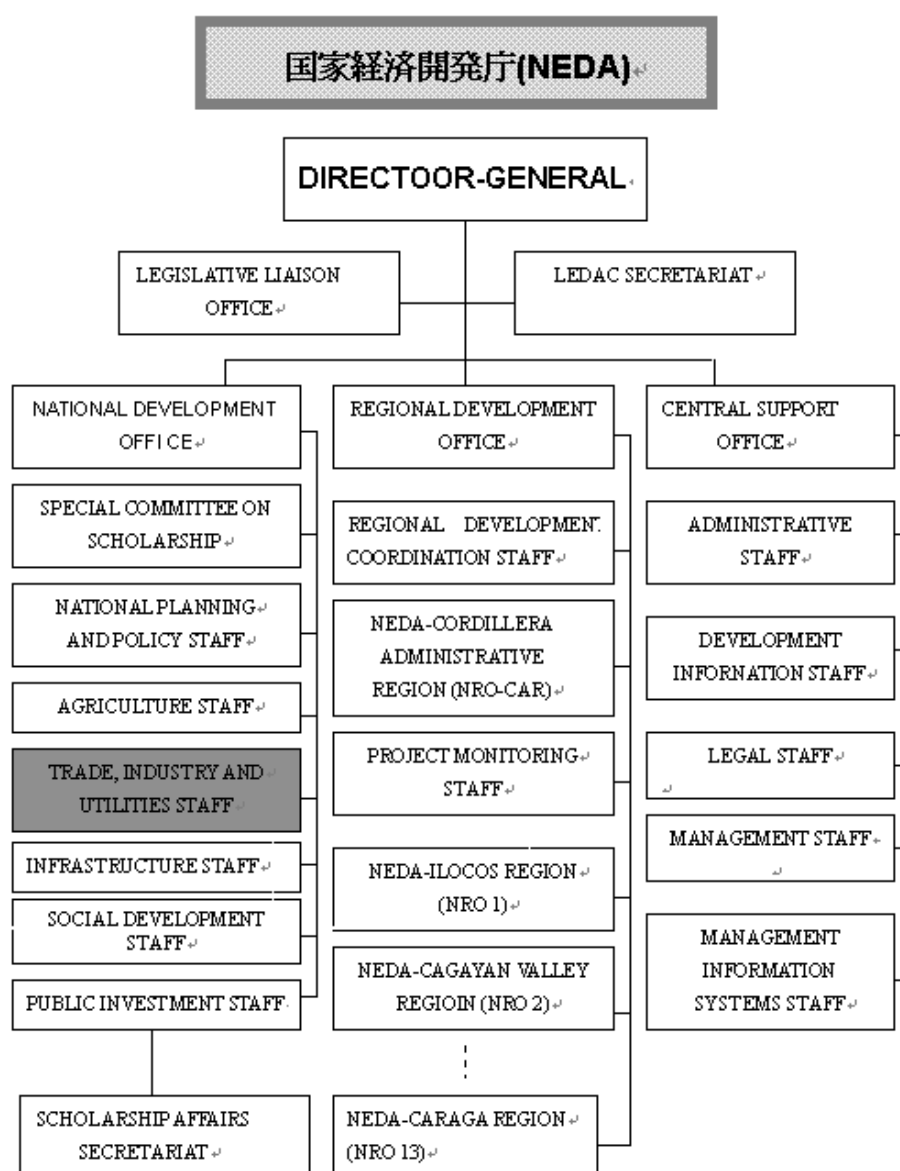
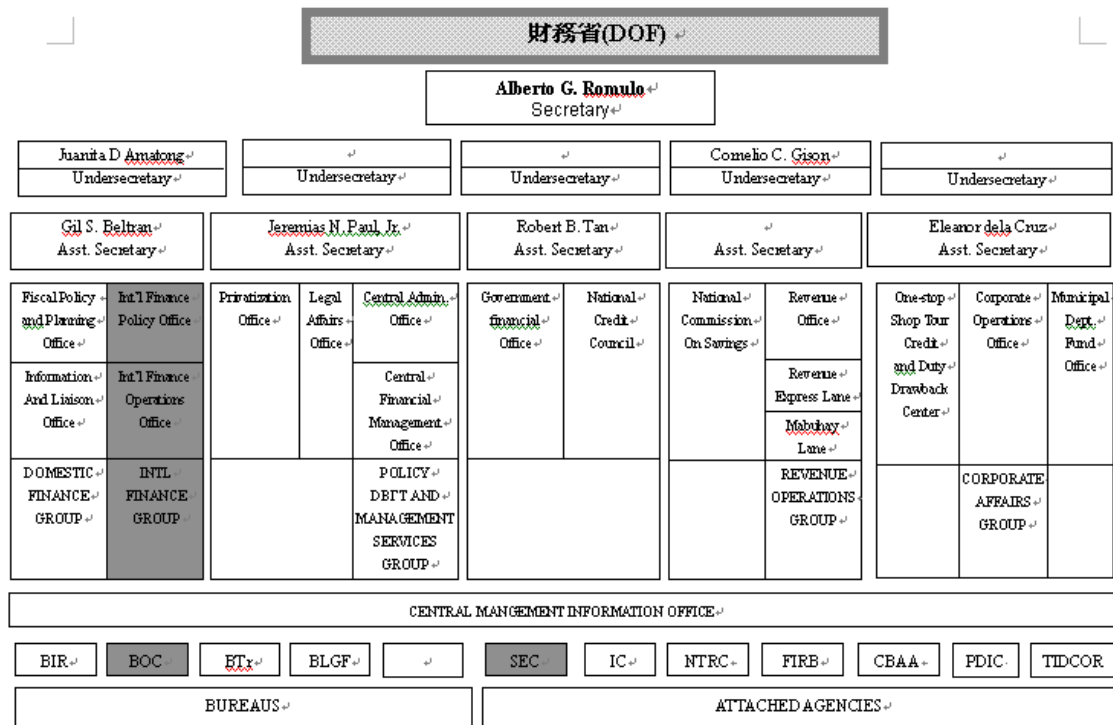


図 4 - 2 - 3 - 4 財務省組織図と WTO 担当部局



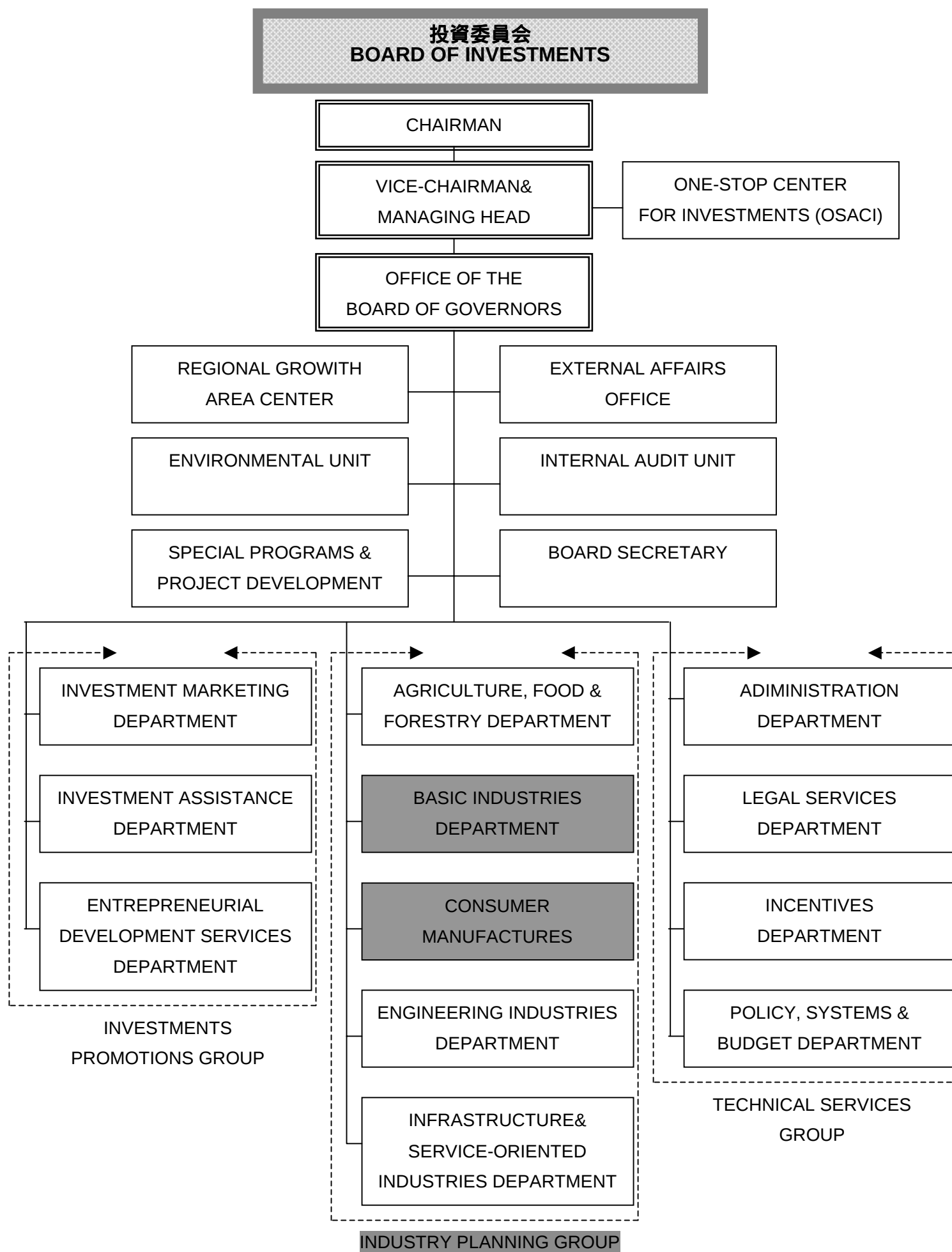
3) その他関連機関

税関委員会 (TC) は、アンチダンピング、セーフガード及び相殺関税等の制裁措置の審査、査定、認定を行うとともに、関税義務履行に関しても担当する。また、今後、競争分野担当当局として一定の機能を果たして行きたい意向である。

関税局は関税義務履行全般および関税評価協定、船積み前検査に関する協定、原産地規則に関する協定を担当している。

投資委員会 (BOI) は、TRIMS 及び一部 GATS (第 3 モード) を所轄している。

図 4 - 2 - 3 - 5 投資委員会組織図と WTO 担当部局



(2) 連絡・連携体制

1) ジュネーブ駐在事務所との連絡・連携

外務省が外交上正式な窓口になっているが、WTO 関連については貿易産業省と連携して対応している。ジュネーブ代表部において WTO 関連の会合や交渉に対応する部員は、大使を含め 5 名である（出身省庁は、農水アタッシェが 1 名を除き、全て外務省）。

交渉などの情報は、ジュネーブから BITR に送られ、WTO 技術委員会で報告・検討されたり、政府部内の関係部局に伝えられることとなる。しかし、BITR のキャパシティの問題から、こうした情報提供はしばしば困難に直面している。

また、農業に関しては、農業省の在ジュネーブ代表部アタッシェから、直接ルートにて本国に情報が送られるとともに、本国からの指示を仰いでいる。

さらに、WTO の種々の通報義務への対応に関しては、必ずしも BITR に一元化されておらず、担当省庁が直接通報している場合が散見され、また、その報告が BITR に対してなされない場合も多い。

4 - 2 - 4 協定遵守状況

我が国ならびに米国を中心とする諸外国が指摘する、フィリピン国の貿易・投資関連政策の問題点は以下のとおりである。

(1) 関税

包括関税改革プログラムのもと、一部の農産物を除き、大統領令に基づき段階的な関税引き下げが行われている。2003 年 1 月までに、原材料 3%、完成品に対しては 10%に引き下げ、2004 年 1 月までにその他の製品の関税を一律 5%とするとしていることは評価できる。ただし、ウルグアイ・ラウンド合意の実施後においても、繊維製品（最高 50%）、時計、電気機器等の高関税品目が存在する（国内生産されている工業製品には 30%にもおよぶ高関税）。また、譲許率は 66%に留まっている。さらに、自動車産業発展プログラムのもと、自動車は農産物を除き最も高関税となっている。関税率は 2000 年 1 月までには、40%から 30%に引き下げられるが、ロックダウンによる関税は 1999 年に 7%から 10%に引き上げられた。また、穀物、肉製品、砂糖、野菜やコーヒーなどのセンシティブな農作物に対しては高関税を課している。肉類、ジャガイモ、コーヒー、とうもろこし、砂糖等 15 品目の農産物には、関税割当を適用している。1996 年の政令により、輸入許可制とされたが、その多くが豚肉、鶏肉の輸入を意図しない国内業者に与えられていることは問題である。

(2) 輸入規制

コメの輸入に関して、輸入量規制（ミニマム・アクセス）が存在するが、米国は WTO の農業合意に基づき廃止を要求している。また、携帯電話機の輸入には NTC（National Telecommunication Commission）の認定が必要である。さらに、石炭に関する国内産品購買義務（輸入業者は輸入石炭と同量の国内石炭を購入することが求められている）、鉄鋼パイプの輸入及び販売の禁止等、問題ある措置がとられている。

（３）貿易関連投資措置（TRIM 協定）

乗用車開発計画、商用車開発計画及びモーターサイクル開発計画のもと、ローカル・コンテンツ要求及び為替規制措置を実施している。また、ココナッツを原料とする石鹼及び合成洗剤に関してローカル・コンテンツ要求が課されている。これら TRIM 措置については通報がなされていたが、1999 年 10 月、自動車関連の TIRM 措置についてアジア経済危機を背景とする協定履行の困難を理由として 2004 年 12 月末までの延長を要請しており、現在、物品理事会において審査中である。これらの措置が拡充されないか等、引き続き注視していく必要がある。

また、1991 年外国投資法によって、外資による投資が禁止されている分野が規定されている。外資の出資が制限されている分野は、マスメディア、とうもろこしとその加工、小規模鉱業、証券業等である。また、公共の健康、安全、倫理、国家安全保障などの理由で概ね 40%以上の外国企業による所有を制限している。

（４）知的財産権

他のアジア諸国同様、知的財産に関して、海賊版、模造品等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生しているとともに、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないという問題がある。1998 年 1 月に発行した新知的財産権規定（R.A.8293）によって知的財産権保護制度が進展したものの、ソフトプログラムの公正な使用の対象範囲が広い、放送の著作権の規定が曖昧等の問題点が残っている。日本企業製品の侵害状況としては、製造国別では、1998 年に 1 件、流通国別では、1997 年に 7 件、1998 年に 12 件となっている（社団法人発明協会調査）。また、知的財産権侵害物品輸入差し止め件数は、1998 年には 20 件となっている（大蔵省関税局調査）。また、集積回路配置法案も成立したところである。

（５）政府調達

フィリピン国は、WTO の複数国間協定である政府調達協定に参加していない。政府プロジェクトにおいて、薬品、米、とうもろこしや鉄鋼製品の国内品優先採用の義務が課され

ている。水道、電力、電信及び輸送などの生活必要インフラにおいて 60%以上のフィリピン資本が要求されている。

(6) サービス貿易

WTO のサービス協定第 4 議定書（基本電気通信合意）および第 5 議定書（金融サービス合意）の国内批准が大幅に遅れている。また、憲法により通信分野には 40%の外資規制が存在する。

金融分野に関しては、保険分野においては WTO 金融合意では 51%までの出資を約束しているが、実際には 100%外資出資が許可されている。銀行分野においては、全てのサービスを提供できる支店の開設は外資 10 行のみに認められている。WTO 金融合意では外資制限は 51%までであるが、実際には 60%まで認められおり、現在、100%出資を認めるための法案が審議されている。なお外資銀行は 6 支店まで(1948 年以前に開設されていた銀行は 12 支店まで)に制限されている。

サービス分野においては、憲法による制限がある。まず、広告会社に対する外資出資は 30%に制限されており、全ての役員はフィリピン国民でなくてはならない。水道、下水、電気や通信などの公共サービスに関しては、フィリピン資本が 60%以上でなくてはならず、また、役員はフィリピン国民でなければならない。弁護士、医師など免許が必要な職業はフィリピン国民に制限されているが、こうしたサービスを提供する会社への外資出資は国内法により認められている。

海運分野については、外国国籍の船舶による国内運輸サービスは担当官庁より禁止されている。なおフィリピン国籍の船舶はフィリピン船員による運行が求められている。飛行機による宅配サービス会社は、フィリピン資本の宅配会社と提携するか、または、フィリピン資本 60%以上の会社を設立する義務がある。²

4 - 2 - 5 国内人材リソース

フィリピン国においては、フィリピン大学経済大学院に貿易・投資自由化の専門家が複数存在する。同大学院は貿易自由化の効用について、水道、エネルギー電気通信、環境サービスといった分野を個別にとりあげて経済学的見地から報告をとりまとめている。また、法律の専門家としてはフィリピン大学の客員教授も務めるセレノ氏（Ms. Ma. Lourdes A. Sereno）は、法律開発研究所（Law and Economic Development Institute）の会長・理

² 通商産業省「不公正貿易報告書 2000 年版」および米国 USTR “National Trade Estimate 2000”より一部抜粋。

事長として、フィリピン国が関わる WTO の紛争案件に関わるなど、プレゼンスが高い。

また、WTO 上級委員のフェシリアーノ氏、前在ジュネーブ代表部大使・WTO サービス貿易委員会議長のパウチスタ氏（現在、SEC 委員長）等、ハイレベルの専門家が豊富であるとのコメントもある。個別分野においても、知的財産権分野では、作曲家協会のロスマニオス氏、競争分野については学識経験者のマテラゾ氏等、専門家の集積があるものと思われる。

4 - 2 - 6 民間セクター概況

WTO 実施体制に関しては概ね官主導であるように思われるが、影響力を持つとともに、一定の取り組みを行っている産業団体が複数存在する模様である。例えば、国内約 5～6 万の中小企業をカバーするフィリピン商工会議所（PCCI）は、WTO および貿易自由化に関する啓蒙活動に取り組んでいる。また、WTO に関わる政府の諸活動に関する産業界の参加機会拡大に向け、Executive Order 案を提出中である。

さらに、フィリピン産業連盟（Federation of Philippine Industry）、フィリピン経営者連盟（Philippine Employees Federation）といった総合経済団体は、WTO ないし通商政策に関する意見提出や、我が国を含む海外経済団体との当該分野での意見交換を行っている。また、フィリピン輸出者協会（Philippine Exporter Association）も、通商関係に意識が高い業界団体のひとつである。産業界は、WTO における貿易自由化がフィリピンにどのような利益を与えるか、必ずしも確信を持ち得ていない段階にあり（とりわけ中小企業等）、WTO に対する民間セクターのアウェアネスの向上と協力は重要な課題であろう。さらに、いわゆる「市民社会」や一般国民の WTO や貿易・投資自由化に対する理解の醸成に取り組んで行くべきことにも十分留意が必要である。

4 - 3 タイ国

4 - 3 - 1 近年の貿易政策のレビュー

タイ国経済は、1985 年のプラザ合意以降、輸出及び対内直接投資が好調に推移したものの、96 年に入り輸出の伸び悩みや経常収支赤字の拡大から情勢が深刻化し、1997 年 7 月、為替制度の変動相場制への以降を契機にバーツが大幅下落、経済危機が発生した。タイ国政府は、97 年 8 月以降、IMF 他からの救済融資 172 億ドルの受入に伴い、IMF との財政金融改革を合意し、対外収支改善、金融システムの建て直し及び民営化政策等の経済再建を政策課題と据えてきた。とりわけ、97 年 11 月からの民主党チュアン政権は、高い支持率を背景に IMF との合意内容を誠実に実行した。2000 年 12 月には IMF の最終審査において、金融機関法、中央銀行法及び通貨法の早期議会通過を今後の課題として指摘しつつも、タイ国政府による経済回復に向けた一連の政策が評価された。ただし、2001 年の政権交代を受けて、外資規制を通じた国内産業保護強化等の政策が打ち出されていることが懸念される。

なお、現在、タイ国においては第 8 次経済社会開発 5 か年計画（1996 - 2001 年）が終盤にさしかかっているが、この計画に基づき、国民経済の安定的成長、行政機構改革、人材育成等が目指されてきた。WTO における TPRB タイ国審査（1999 年 12 月）において、タイ国政府は、通貨危機を受けた経済回復期にあっても、経済自由化と並び国際貿易強化をも引き続き重要課題のひとつと位置づけてきた旨強調している。1995 年の WTO 設立と前後し、タイ国は、関税改革（1990～97 年）を通じ、関税分類の簡素や関税引き下げを達成しているほか、税関システムの強化、知的財産権関連の国内法整備、TRIM 措置の撤廃、外国人企業規制法の改正等、金融及び電気通信の規制緩和・自由化等を進めている。他方、輸入管理法による輸入制限に関する WTO 協定違反の疑義、知的財産保護の分野における知的財産権侵害に対する権利行使の実効性の問題等、改善が必要とされる分野も残されている。

4 - 3 - 2 関連法制度整備状況

（１）法制度の有無

タイ国政府（商業省事業経済局（DBE））が把握する WTO 関連の国内法令は添付資料 4-1 の通り（「英」は英訳が、「仮英」は英語の仮訳が存在する国内法）WTO 協定に関わる国内法令をあげている。金融サービスに関しては、大蔵省金融政策局からの情報提供の内容

も盛り込んだ。DBE によれば、最近の法改正に関してもほぼ全ての主要国内法を盛り込んだが、例えば TBT 協定や SPS 協定等に係る個別品目に関する法令等は掌握しきれていないとの由。

（２）協定との整合性

既述の法令に関し、タイ国政府側は WTO 協定整合的であるとの立場であるものの、1979 年輸出入管理法（Export and Import Act 1979）の WTO 協定整合性に関しては、我が国が指摘するとおり疑義が持たれるなど、精査を要するところである。

また、DBE は、WTO 発効時に国内法令の整合性の確認を行ったものの、1995 年以降の関連国内法の改正・導入に関しては、主要なもの以外の全てを把握しているわけではなく、必ずしも WTO 整合性が検討されているわけではないとの立場である。

4 - 3 - 3 実施体制

（１）関連省庁

WTO 協定義務履行に関連する省庁（Ministry/Department 等）は次のとおり。

表 4 - 3 - 3 - 1 WTO 協定義務履行に関連する省庁

商務省	事業経済局	WTO 全般
	外国貿易局	AD 協定、補助金・相殺関税協定、セーフガード協定、原産地協定、輸入許可手続協定、繊維協定
	知的財産局	TRIPS 協定
工業省	タイ工業規格研究所	TBT 協定、SPS 協定
		TRIMs 協定
大蔵省	関税局	関税、関税評価、税関手続、原産地規則
	財政経済局	サービス協定（金融）、関税
運輸通信省		サービス協定（通信等）
農業省		農業協定、SPS 協定
投資委員会（総理府直轄）		TRIMs 協定
（二国間援助所轄 総理府経済技術委員会）		

１）商務省事業経済局（DBE / Department of Business and Economics, Ministry of Commerce）

WTO 所轄省庁である DBE は、WTO 関連の窓口であり、協定全般に関する WTO への通達、ジュネーブにおける WTO の会合や交渉に係る情報の入手ならびに関係各省庁との調整に関して一義的な責任を負う。DBE（スタッフ約 300 人）は、WTO の他、APEC などの地域経済関係、二国間経済交渉等、対外経済関係を所轄するが、そのなかで多国間貿易

交渉部（Bureau of Multilateral Trade Negotiations）が WTO を担当している。DBE 内の WTO 担当者は多国間貿易交渉部を中心とした 16～17 名（うち 3 名が弁護士資格を持つ）
但し、APEC 等の兼任を含む。また、DBE の貿易経済情報センター（Trade and Economic Information Center）の総勢 60 名が、貿易、経済に関する情報の収集、分析及び公開を行っている。現在のところ、同センターには WTO 問題に特化したスタッフはいない。

図 4 - 3 - 3 - 1 商務省組織図

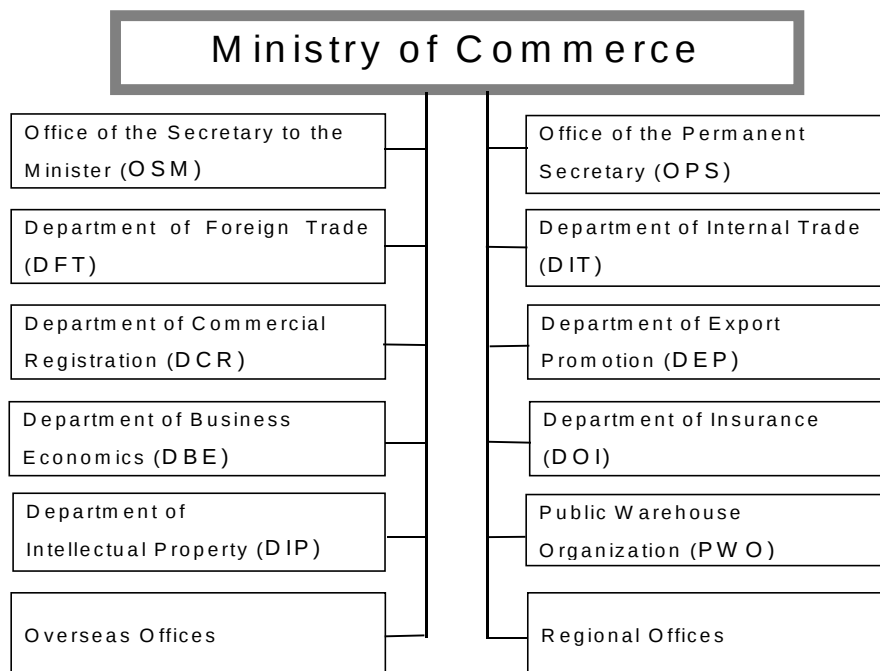
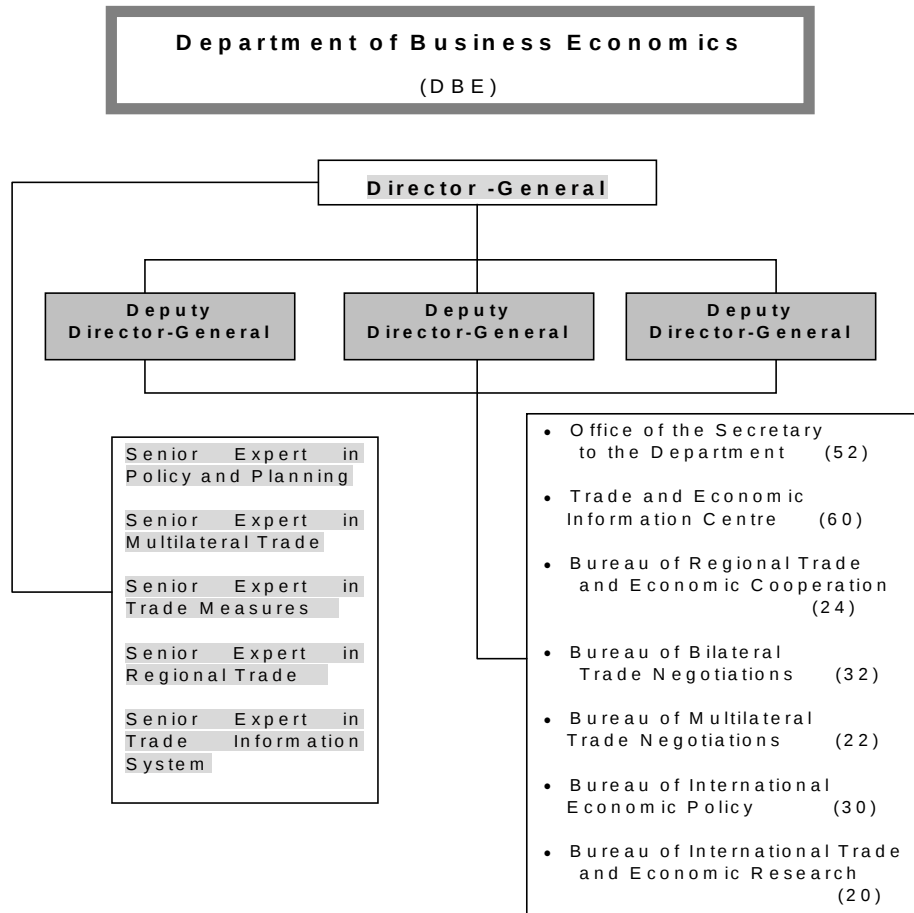


図 4 - 3 - 3 - 2 商務省事業経済局組織図

() 内の数字はスタッフの数



2) 商務省外国貿易局 (DFT / Department of Foreign Trade, Ministry of Commerce)

DFT は、AD 協定、補助金・相殺関税協定、セーフガード協定、原産地協定、輸入許可手続協定、繊維協定といった諸協定の実施を所轄する。このうち、AD 協定をはじめとする貿易制裁措置に関する協定は、Bureau of Trade Interests and Remedies が担当である。数名の WTO 関連協定担当者の知識や能力は極めて高いものと思われる。また、局内の調整は Bureau of Trade Policy and Information Technology が担当する。

3) 商務省知的財産局 (DIP / Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce)

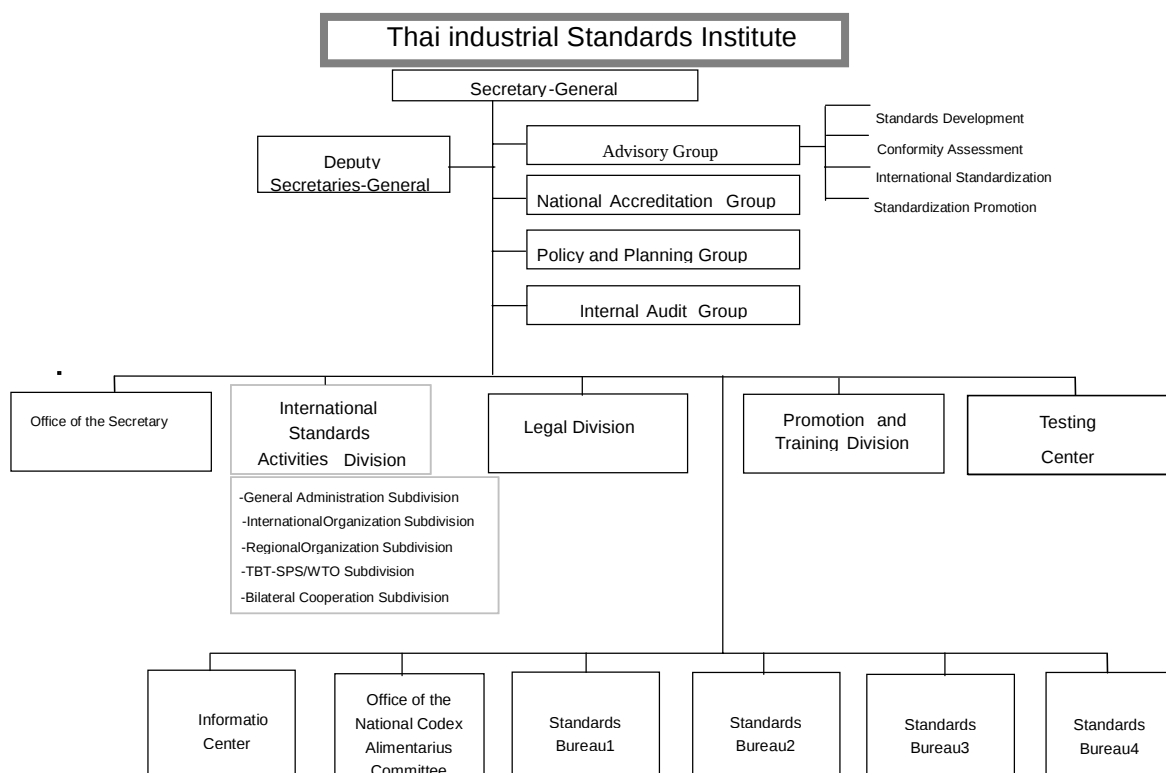
DIP は知的財産権保護に関わる全般的な政策立案を所轄し、WTO に関しては、知的財産促進開発部 (Division of Promotion and Development of Intellectual Property) の数名の担当者が TRIPS 協定に係る交渉及び実施を担当する。担当者の知識や能力は極めて高いも

のと思われる。

4) 工業省タイ工業規格研究所 (TISI / Thai Industrial Standards Institute, Ministry of Industry)

工業省傘下の TISI は、標準化活動、すなわち TBT 協定及び SPS 協定の実施機関である。同時に、TBT 協定によって基礎とすべきことを規定している ISO や IEC といった国際標準化機関における標準化策定作業及び国際適合性評価制度に関しても責任を持つ。TISI は TBT 及び SPS に関する国家委員会 (National Committee on TBT/SPS) 等の事務局を務め、同協定に係る関連省庁間の調整業務を担っている。TBT、SPS ならびに ISO 等の国際標準化機関に関わる作業を担当する国際関係部 (International Relations Division) の人員は 10 名。専門知識のレベルは比較的高いものと見られる。

図 4 - 3 - 3 - 3 タイ工業規格研究所組織図



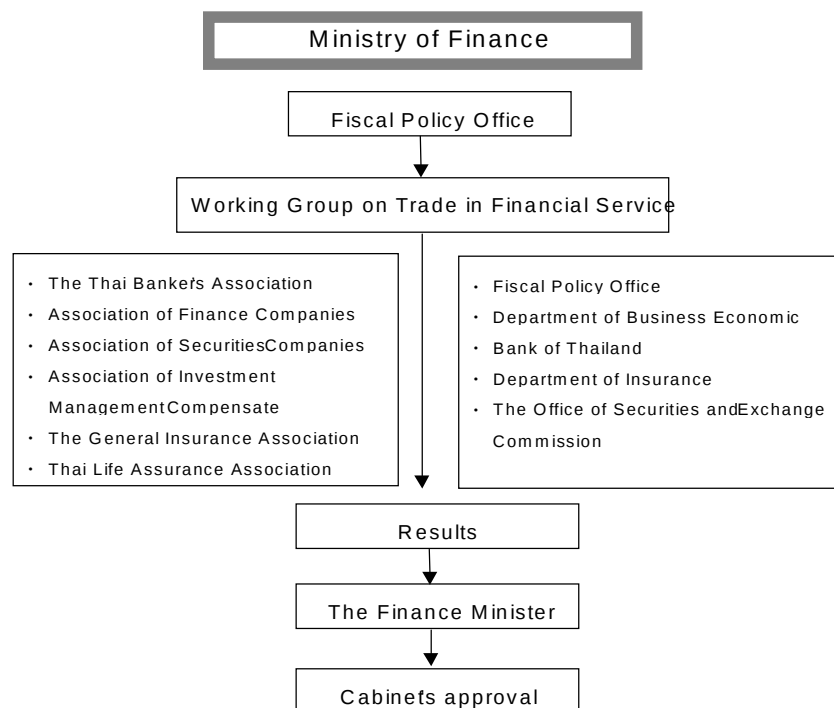
5) 大蔵省財政経済局 (FPO / Fiscal Policy Office, Ministry of Finance)

FPO は、関税局とともに関税義務・譲許の履行の責任を負う。また、GATS の金融サービス議定書に関しても所轄している。

このうち、金融サービスに関しては、1997 年に妥結した金融サービス交渉の経験が国際経済政策部 (International Economic Policy Division) を中心とする担当部署に相当程度蓄積されている模様である。

金融サービスは、銀行、保険、その他の金融機関等、関連するサブ・セクターが多岐にわたる。FPO は金融サービス貿易自由化に関する作業部会 (Working Group on Trade in Financial Service Liberalization) を設置し、DBE やタイ銀行など他の政府機関、大蔵省内の保険局、証券取引委員会、さらには生命保険協会、金融企業協会、投資運営企業協会といった業界団体の参加を得て金融サービスに係る WTO 義務の実施にあたっている。

図 4 - 3 - 3 - 4 金融サービス貿易自由化に関する作業部会



6) 運輸通信省 郵便通信局 (Post and Telegram Department, Ministry of Transport and Telecommunications)

運輸通信省は、サービス協定のうち通信サービスと運輸サービスの所轄部局を傘下に擁する。うち、電気通信サービスについては、国際サービス部 (International Services Division) が所轄する。タイ国の電気通信政策が自由化への移行期にあり、現在、通信サービス担当部局は監督機関である「国家電気通信委員会 (NTC / National Telecommunication Commission)」の設置準備 (2000 年 10 月設置予定が延期) や、新規事業者への市場開放に係る諸業務に忙殺され、また、1997 年 2 月に妥結した WTO 基本電気通信サービス交渉の経験者は既に異動し、部内に WTO 交渉に関する知識が蓄積されていないこともあり、WTO サービス交渉への関心や理解は低い。

7) 投資委員会 (BOI / Board of Investment)

BOI は投資促進、誘致等を中心とする投資政策の立案を所轄するとの立場であり、WTO の TRIMs や GATS の義務履行についての認識は低い。

(2) 関連省庁連絡・連携体制 (ジュネーブ・関連省庁間)

1) ジュネーブ駐在事務所との連絡・連携

在ジュネーブ・タイ国政府代表部 (WTO 担当) は 8 名と、アセアンはもとより途上国中最大規模である。出身官庁別では、商業省 5 名、外務省 (Ministry of Foreign Affairs) 2 名、農業省 (Department of Agriculture) 1 名となっている。ジュネーブにおける交渉会合や資料等の報告は、一義的には DBE に報告されることとなっている。また、重要会合には DBE のハイレベル・スタッフや担当官が出張する。他方、各理事会下部機関による会合等に関しては、必ずしも報告が行われていない場合もある。なお、特に農業分野等に関しては、ジュネーブのアタッシェから直接所轄官庁への連絡ルートも存在している。

2) 関連省庁間

ジュネーブから DBE への報告内容等のうち、各省カウンターパートが存在する情報については、比較的円滑に DBE から連絡、照会等が行われているものと見受けられる。他方で、関連省庁が所轄する法制度の改正や政策等が DBE に対して適切に報告されていない場合も多く、DBE 自身、WTO 関連国内法の掌握に苦慮している旨述べている。

4 - 3 - 4 協定遵守状況

(1) 個別分野の現状

1) 数量制限

1979 年輸出入管理法 (Export and Import Act 1979) 第 5 条等による輸入制限が実施されている (国内産業の保護等の経済的理由による数量制限も認められる旨規定)。具体的な品目は、Royal Decree 又は Notification of Ministry of Commerce によって個別に規定され、品目は毎年増減。1995 年版の商務省による一覧表には 43 の品目が輸入制限の対象として規制。農林水産品 23 目は関税割当制を導入し輸入制限は撤廃するも、依然としてその他の機械類、電気機器、中古自動車等 20 品目に輸入制限があり、うち約 3 割は国内産業保護が理由。ガット 11 条に抵触のおそれあり。

2) 輸入許可手続

輸入許可手続協定実施に向けて、現在、許可手続の見直しが行われている。消費者向け食品全般に対して輸入許可が義務付けられており、多くの場合、手続が不明確かつ不透明である。

3) 関税

1999 年の実行関税率は 3.81%と前年の 3.28%から微増している。1994 年の関税引下げ計画にも拘わらず、経済危機その他による歳入減少のため関税が引上げられた。

関税率 30%の「特別保護を要する」建築資材や衣料品から、0%の医療品、肥料まで、カテゴリー分けされた上で関税引下げが行われている。また、輸送機械 (平均 47.6%)、電気機器 (平均 31.6%) の高関税に加え、銅製品 (最高 30%)、ポリエチレン (最高 30%) といった品目もある。ガソリン、ビール、ワインや特定の嗜好品に対しても高税率の消費税が課税されている。

1999 年の VAT 一時的引下げ(10%より 7%へ)は 2001 年 3 月まで継続される。

農産品及び加工食料品については高関税が残されている。ウルグアイラウンド前の農産品関税は 60%前後だったため、2004 年のウルグアイラウンド合意実施後も、30~40%の関税が残ることとなる。

譲許率については輸送機械の 15.7%をはじめとして相対的に低く、鉱工業品全体で 70%程度にとどまっている。

4) 輸出補助金

工業製品や農産加工品に対する輸出補助金プログラムを実施している。

5) 貿易関連投資措置 (TRIM 協定)

既存のローカル・コンテンツ要求について、TRIM 協定の規定通り、関連する国内法令を改廃し、1999 年中に TRIM 措置を廃止している (これまで、工業省令による、国内組立の自動車産業等に対する国産化率達成義務、投資促進法に基づく BOI (投資委員会) による、ミルクあるいは乳製品、オートバイ及び小型トラック用エンジンの 3 品目の国産化率規定があった)。

2000 年 3 月発効の国内法により、各分野における外資出資比率制限は撤廃されるが、BIP (投資促進委員会) プロジェクトや国内法保護の産業には適用されない。

TRIMs の関係では、1995 年にローカルコンテンツ要求を登録したが、2000 年 1 月に対象措置を撤廃したことは歓迎される。

6) 政府調達

政府調達に関する WTO 協定に参加していない。8 億ドル相当以上の政府調達は、相互主義的な取引を義務付けており、海外からの調達に対しては、50%以上のタイ国製品の調達が求められる。さらに、調達方法自体が、不透明かつ不確定である。

7) サービス貿易

外国人企業規制法により、エンジニアリング業、各種小売業等多くのサービス業への外国人 (資本の半分以上が外国人所有のもの) の参入が規制されており、外国人がサービス業を行うことは困難な状況にあった。しかし、外国企業の制限業種を削減する外国人事業規制法の改正法案が 99 年 10 月に成立し、改正法によれば、外国人企業の参入制限事業は現行法の 63 事業から 43 事業に縮減され、一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、ホテル業等が制限業種から外され、残りの制限業種についても許可を受ければ参入可能。

ただし、当初の政府案では規制業種を 34 業種まで削減することになっており、国会審議の過程で自由化の度合いが若干後退した形となっており、外国資本活動の円滑化の観点から、今後の更なる規制業種の削減が望まれる。

基本電気通信分野では、独占事業となっているが、近年急速に民営化・自由化に向かっている。1989 年に政府は私企業の電信分野への参入を認めたが、電信サービスは州により制限されている。また、IMF 合意により、電力、通信、運輸分野の民営化 1997 年になされており、通信キャリア 2 社が外国企業との提携事業を始めている。市場アクセス、内国民待遇、競争促進的規制は、国内法の改正を受け、2006 年に実施される。

国内電気通信事業体である TOT からコンセッションを得てバンコク首都圏についてはテレコムアジア社が、首都圏以外の地域は TT&T 社が BOT 方式によりそれぞれ 260 万回線及び 150 万回線の建設を終えている。なお、前者には米国のベルアトランティック社が、後者には NTT が資本参加している。同国では、政府からの独立性を追った「国家通信委員会」が 2000 年 10 月まで設置予定であり、そのもとで電気通信の自由化・民営化、競争原理の導入が進められる予定である（注：2000 年 12 月時点において設置未了）。

オーディオ・ビジュアル分野について、タイ国は、その GATS 約束表において外資比率を 49%までに制限しているが、米国の規格に対して 100%の出資を認めているケースがあり、最恵国待遇が付与されていない。タイ国は、タイ・米国友好通商条約について最恵国待遇の免除登録を行っており、サービス協定違反とならないものと思われるが、早期に最恵国待遇を付与することが望まれる。

法務サービス／専門職業サービスについては、現法下では外資 49%を法律事務所の設置は制限されている。外国業者の簿記サービスの提供に関する相互主義を MFN 例外として登録している。

金融サービスに関し、近年、タイ国政府は金融分野の外資制限を緩和しているが、依然として、外資出資比率は 49%以下に制限されている。銀行サービスにおいて、外資出資制限は廃止されたが、支店開設制限（3 支店まで）、最低資本金制限（33000 ドル相当）等の制限は残っている。

8) 知的財産権

他のアジア諸国同様、知的財産に関して、海賊版、模造品等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生しているとともに、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないという問題がある。例えば、日本国企業製品の侵害状況としては、製造国別では、1997 年に 9 件、1998 年に 7 件、流通国別では、1997 年に 8 件、1998 年に 17 件となっている（社団法人発明協会調査）。また、知的財産権侵害物品輸入差し止め件数は、1998 年には 35 件となっている（大蔵省関税局調査）。また、米国も 1999 年の年間被害額は 2.4 億ドルに達していると試算している。

4 - 3 - 5 国内人材リソース

(1) 学識経験者

DBE の把握する WTO 関連分野に携わる学識経験者は次のとおり。

・ チュラーロンコーン大学

Dr. Chayodom Suppasri

- ・ スコータイ大学 Dr. Somjin Suntavarak
- ・ タマサート大学 Dr. Chanin Meepokee
- ・ タイ開発調査研究所 Dr. Duen-Den Nikomborirak

情報経済学、電子商取引分野、通信分野の競争政策等の分野で経験が豊富。電子商取引に関わる政府審議会等に参加

(2) ローカルコンサルタント (実績 / 技術力 / 規模等)

DBE の把握する WTO 分野を扱うコンサルタントは次のとおり。

- ・ Dr. Piyanutch Malakul

また、DBE より現地ソリューション・プロバイダーのリスト (35 社の社名・連絡先) の提供を受けた。

4 - 3 - 6 民間セクター概況

タイ国の総合経済団体である、タイ商業会議所連合 (BOT / The Board of Trade) 及びタイ工業連盟 (FTI / The Federation of Thai Industries) は、通商問題に関しても、国内産業界の意見取りまとめや政府への建議等の役割を担うとともに、例えば「原産地規則作業部会」等、一部の政府審議会、部会等に人材を送り込んでいる。また、タイ銀行協会 (TBA / The Thai Bankers Association) を含む金融分野の業界団体は、大蔵省による金融サービス貿易自由化に関する作業部会のメンバーとなっている。

他方、例えば個別企業がアンチダンピング提訴を受けた場合等の対応に関しては、所轄する商務省外国貿易局がセミナーを開催するなどの支援を行っているものの、相当程度苦慮しているものと予想される。

4 - 4 インドネシア国

4 - 4 - 1 近年の貿易政策のレビュー

インドネシア国は、1994 年に開催された APEC（アジア太平洋経済協力会議）閣僚会議に続いて開催されたボゴール首脳会議において、「先進国は 2010 年までに、発展途上国は 2020 年までに貿易・投資を自主的に自由化する」とする「ボゴール宣言」の策定に大きく貢献するなど、1990 年代半ばまでは貿易自由化に強い意思を見せていた。

この背景には、そもそも原油をはじめとする一次産品や、繊維製品など加工度の低い工業製品の輸出に依存していたインドネシア国の貿易構造を、自由化を通じて付加価値の高い工業製品の輸出へとシフトさせ、産業の競争力を高めたいというインドネシア国政府の強い意思が存在していた。加えて、当時の ASEAN 加盟国の中において、一人あたり GDP が最も低かったこと、さらには 1980 年代後半から、これまでインドネシア国が得意としていた軽工業品の輸出分野において、中国の競争力が急速に高まってきたことも、自由化を通じ外国企業の高い技術を導入し、国内産業構造変革を進める大きなインセンティブとなっていた。

こうしたなか、インドネシア国は 1993 年 1 月から開始されていた AFTA（ASEAN 自由貿易協定）の CEPT（共通実効特惠関税）枠組みの中でも、APEC での自由化の理念を先行させ、ASEAN ワイドでの自由化を図ろうと試みた。しかし、多くの島々から形成される広大な国土を有するインドネシア国では、農業部門を中心とする守旧派層が、AFTA の急速な貿易自由化に大きな抵抗を示し、農産品や繊維製品などの分野を自由化例外とするよう、インドネシア国政府に大きなプレッシャーをかけ続けた。

このように、貿易自由化に関する思惑に関して国内が一枚岩でなかったことに加え、周辺諸国の産業政策もインドネシア国の貿易政策に大きな影響を与えた。自動車産業は、その裾野の広さによる雇用吸収力の大きさのため、アジアの各国とも産業育成に力を入れてきた分野である。その結果、マレーシア国では国民車構想が成功を収め、タイ国、フィリピン国なども日本国企業を中心とした外国資本の導入に成功し、自動車産業の育成が進んでいた。こうした状況に危機感を抱いたインドネシア国政府は、1996 年 2 月に「国民車構想」を公表し、外国企業と協力してインドネシア国独自の自動車企業の育成を目指すこととなった。しかしこの構想は、自動車部品の輸入にあたって特定企業からの輸入のみに関税を免除するという措置を講じたため、WTO の最恵国待遇義務違反とされ、日本国や EU から提訴されることとなった。

このように、インドネシア国では貿易自由化に一定の制限を加えて産業競争力の向上を

図ろうと試みていたが、1997 年後半に発生したアジア通貨危機の影響を受け、国民車構想のパートナーであった韓国企業の経営悪化で構想自体は頓挫し、さらに通貨危機の影響を最も大きく受けた国の一つとして、内需の低迷に見舞われ、産業保護の観点から貿易自由化には後ろ向きとならざるを得なくなった。

しかし、低迷する内需を補うためには輸出市場に依存するしかなく、輸出を行うためには国内の自由化が不可欠という厳しい選択に迫られることとなった。さらには、通貨危機後の経済体制を回復するためには、IMF（国際通貨基金）に支援を要請せざるを得なくなり、支援を受ける見返りとして、財政基盤の健全化や銀行部門改革などに加えて、国内産業保護を順次撤廃し、貿易自由化を推進することが求められた。

表 4 - 4 - 1 - 1 IMF との間で取り交わされた貿易自由化約束

内 容	目標期日	ステイタス
15-25%水準の関税の 5%引き下げ	1998.03.31	完了
食料品関税の最大 5%への引き下げ	1998.02.01	完了
日用品に関するローカル・コンテンツの撤廃	1998.02.01	完了
非食料農産品関税の 5%引き下げ	1998.02.01	完了
非食料農産品関税の最大 10%への段階的引き下げ	2003	準備中
化学製品の関税の 5%引き下げ	1998.01.01	完了
鉄鋼・鉄製品の関税の 5%引き下げ	1998.01.01	完了
鉄鋼・鉄製品、化学製品の関税の 5-10%への引き下げ	2003	未着手
新造・中古船舶に対する輸入制限の撤廃	1998.02.01	完了
残存輸入数量制限及びその他の非関税障壁の撤廃	プログラム終了時	未着手
皮革、コルク、鉱石、廃棄アルミニウム製品に対する輸出税の撤廃	1998.02.01	完了
丸太、製材、籐、鉱物に対する輸出税を 1998.04.15 までに最大 30%に、1998.12 末までに 20%に、1999.12 末までに 15%に、2000.12 末までに 10%に引き下げ	同左	完了
丸太、製材、籐、鉱物に対する資源利用税の導入	同上	完了
残存する輸出税の資源利用税への適切な変更	プログラム終了後	未着手
その他のあらゆる輸出規制の撤廃	プログラム終了後	準備中
パーム油輸出禁止措置の撤廃・40%の関税への変更、輸出税の水準は市場価格と為替レートに基づき、1999.12 末までに 10%に引き下げよう、可能な削減に関して危機的に見直しを実施。	1998.04.22	完了。関税は 1998.06 に 60%に引き上げ

出所：IMF

インドネシア国政府は、上記の IMF との貿易自由化約束をほぼスケジュールどおりに履行するとともに、サービス分野における規制も徐々に撤廃を進めており、現在の方向性としては、概して貿易自由化に前向きなスタンスとなっている。しかし、国内には依然とし

て貿易自由化に強く抵抗する層が存在しており、インドネシア国の貿易政策は、自由化の進展と停滞を繰り返しながら、段階的に自由化の方向に進められている。

4 - 4 - 2 関連法制度整備状況

(1) 法制度の有無

インドネシア国の WTO 関連法制度は、アンチダンピング関連及び知的財産権関連の制度が整備されている。1994 年に制定されたアンチダンピング関連法は、ダンピングに直面した際の手続きを規定したものである。現在、セーフガード、補助金に関する法制を準備中である。知的財産関連では、これまで特許法、商標法、著作権法が存在していたが、2000 年に工業デザイン法、半導体回路集積法、トレードシークレット法が成立し、TRIPS 協定に対処すべき法律が全て整備された。

サービス分野に関しては個別の事業法、外国投資法（及び大統領令）によってカバーされており、統一的な法律は存在しない。これは先進国を含む WTO 加盟国全般に共通したものであり、インドネシア国だけが特設法制度の整備が遅れているという訳ではない。個別のサービス分野に関して、金融分野では通貨危機後の金融セクター改革を通じて自由化が進められている。また、通信分野の自由化は始められたばかりであるが、2003 年の市場開放に向けたブループリントは作成されており、相互接続やユニバーサルサービスに関する規定など、GATS 基本電気通信の参照文書に相当する規定も整備されつつある。加えて、GATS を所管する大蔵省は、現在、GATS 関連省庁に対して「自由なサービス貿易に対する障壁の特定」と題するリストの提出を求めている。このリストは、サービスの 4 形態（越境取引、国外消費、商業拠点の設立、自然人の移動）ごとに、残存する障壁と毎年の自由化スケジュールを記入する形式となっている。こうした作業は、インドネシア国国内の法制度の透明性を高めるという点で大きな意味を持つであろう。

標準化分野に関しては、現時点では国内標準を策定する際には国際標準に準拠するスタンスが取られているが、安全規制、環境規制などは省庁間で十分な連絡・協議がなされておらず、また州・地方政府レベルでは、標準や各種規制に整合性がなく、今後の体制整備が必要となっている。

政府調達に関しては、インドネシア国は WTO の政府調達協定には加盟していない。1994 年に政府調達に係わる法律を制定し、不正や汚職を廃絶するために、インドネシア国は政府調達に関連した監査を頻繁に実施しているとのことであるが、依然として政府調達関連の不正が指摘されている。今後は、政府調達協定の加盟を通じた透明性の確保向上に努めていく必要がある。

（２）協定との整合性

アンチダンピング関連法については、基本的に WTO 協定に整合的な法律であるといえるが、その運用に関しては、今後協定違反とならないかどうか、十分な監視が必要となっている。

TRIPS 関連 6 法については、現在、特許法に関連して特許の保護期間を 15 年から 20 年に延長する改正法案が国会で審議されているなど、現在審議中の法改正が終了すれば、ほぼ TRIPS 協定整合的な法制度が整備される。今後の課題としては、模造品の水際での取り締まり、著名商標の侵害などに関する差止請求に対する迅速な対応など、知的財産関連法のエンフォースメント上の問題が課題となろう。

サービス分野に関しては、自由化コミットメントを行っている分野のみに制度構築の義務が生じるが、インドネシア国はサービス分野の自由化コミットメントが必ずしも十分とはいえない。現在開始されているサービス貿易自由化交渉においては、流通分野をはじめとするいくつかの分野で自由化を行うことが求められており、その意味から、サービス分野における国内制度の透明性確保、競争促進的な規律の導入が不可欠となっている。

4 - 4 - 3 実施体制

政治・経済の改革に伴い、インドネシア国では近年省庁再編を段階的に実施している。WTO 協定の実施には複数の省庁が複雑に関係しており、その調整は容易ではない。また、旧省庁からの異動で未経験な職員も多く、安定した組織力を身につけるには、今後人材育成を含めた包括的なキャパシティ・ビルディングが必要である。

省庁は概ね、政治・社会・安全保障関係の省庁、経済関係の省庁、独立の政府機関の 3 つに分かれており（図 4-4-3-1 参照）WTO に関連する省庁は各々のグループに散在している。また、地方政府が独立した権限を持っており、条例や標準など個別に設定している。今後、地方分権化の流れの中で、多くの権限が地方に委譲されることが予想され、WTO 協定の実施は一層困難になることも考えられる。中央省庁は省庁間の連携と地方との連携を強め、WTO 協定の実施体制をさらに強化する必要がある。

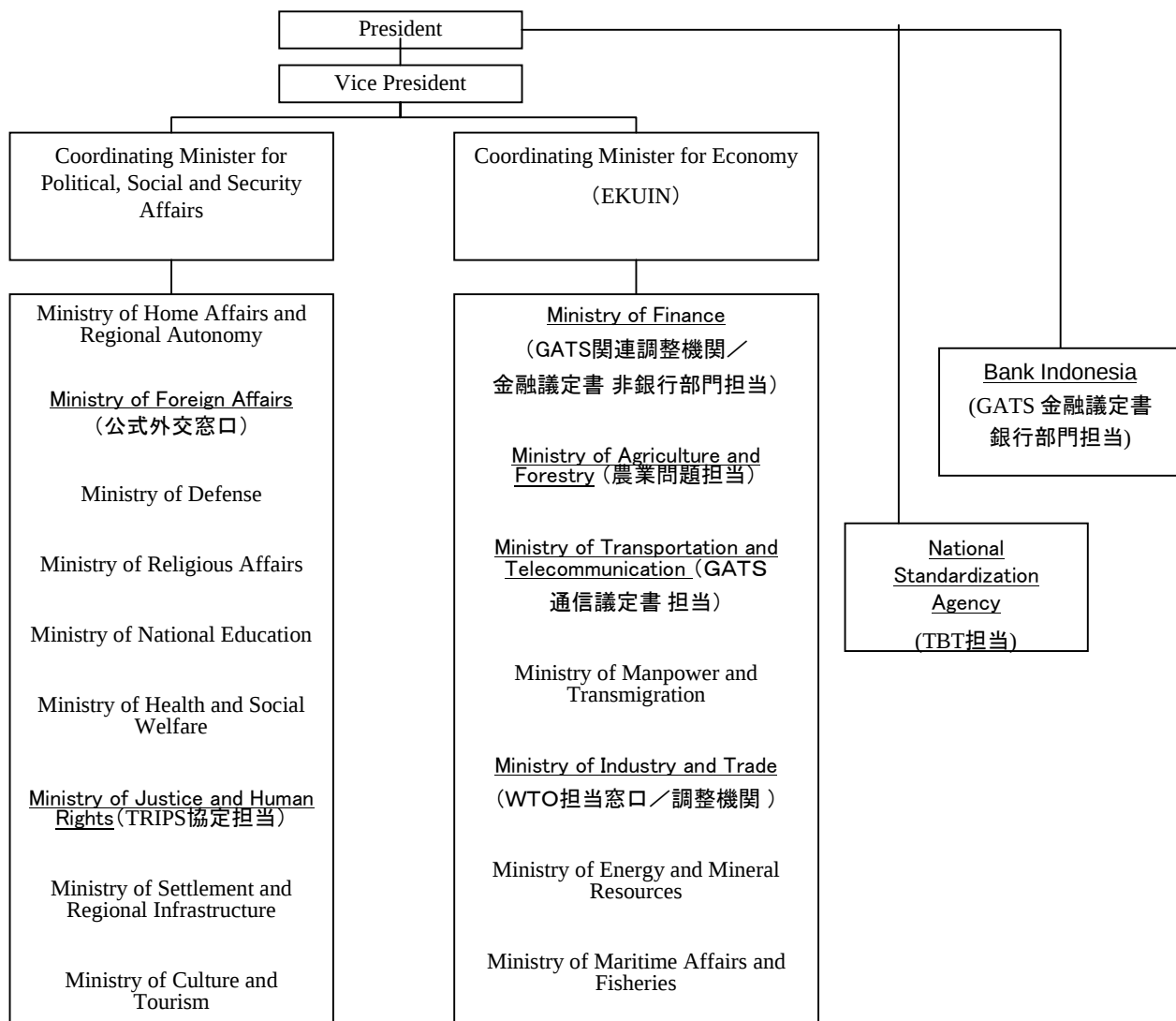


図 4 - 4 - 3 - 1 インドネシア国省庁組織図と WTO 担当分野

(1) 関連省庁

1) 商工省 (Ministry of Industry and Trade: MOIT)

商工省は省庁再編により旧工業省と旧商業省が合併し、1996 年に設立された新しい省庁である。国際貿易に関しては国際商工業局 (Directorate General of Cooperation for Board of International Industry and Trade、総局長 Hatanto Rekso Diputro 氏) が担当しており、WTO に関しては多国間協力局 (Directorate of Multilateral Cooperation、局長 Herry Sutanto 氏) が担当している (図 4-4-2 参照)。大統領令 (No. 104, 1999, The forming of National Team for multilateral Trade Negotiation in World Trade Organization Structure) により、商工省は WTO 関連の調整を行うことが決められており、WTO のコーディネイティング機関としての責務を担っている。大統領令は以下の点を規定している。

- 1) 国家チーム(National Team)の設立 (アドバイザー：EKUIN、議長: MOIT、その他メンバー構成:メンバー数 22 名)
- 2) 国家チームの役割(a. WTO における多国間貿易交渉に関する問題点を議論すること、
b.戦略の策定・計画・実施、 c. WTO における交渉とインドネシア国の立場の保持、
d. その他 WTO 国家チームの機能と役割に関わるすべてについて努力すること)
- 3) 商工省が議長を務め、調整を計ること
- 4) 国家チームのスムーズな運営のために商工省のスタッフを国家チームの事務官として配置する
- 5) WTO 国家チームの議長は、大統領に書簡にて報告する
- 6) 運営に係る費用のすべては商工省が負担する
- 7) 本大統領令は布告日をもって、政府官報にて国民に通知する

同大統領令は商工省大臣令 (Decree Minister of Industry and Trade of Republic Indonesia No. 588/MPP/EP/10/1999) により補足され、省内体制を確立している。

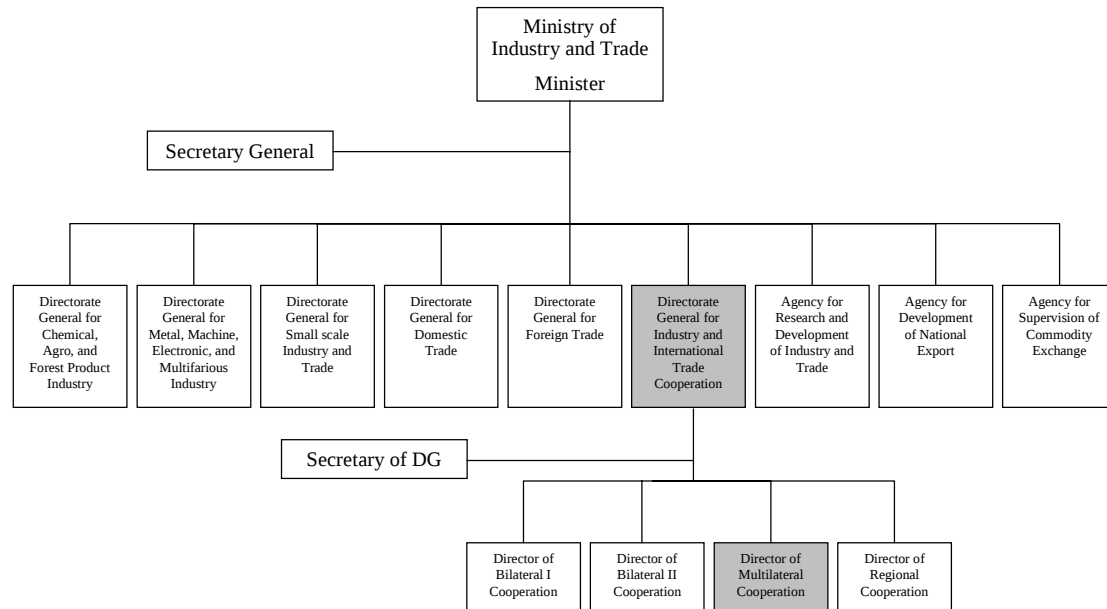


図 4 - 4 - 3 - 2 商工省組織図と WTO 担当部局

商工省内においては、多国間協力局(Directorate of Multilateral Cooperation)が、WTO に関する公式の事務局となっており、WTO 関連の情報収集、コーディネーション、国際会議の出席などの責任を担う。多国間協力局には 5 つの課 (Division) があり、そのうち 4 つの課 (Division for Services and TRIPS, Division for Trade Defense and Remedies,

Division for Market Access, Division for New Issues and Trade Policy)が WTO 問題を担当している。個別の協定に関しては、商工省は関税及び貿易に関する一般協定、繊維及び繊維製品に関する協定、アンチダンピング協定、船積み前検査に関する協定、原産地規則に関する協定、輸入許可手続きに関する協定、補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガードに関する協定、紛争解決など大半の協定に携わる。

担当部局のリソースは大変限られており、限られた予算(2億5千万ルピア、約300万円)と人材で国際会議に出席したり必要な情報を収集している状況である。WTO に精通している専門家の数も限定的であり、ジュネーブ大使館駐在経験者を含め数名のみである。また、業務に必要なインフラストラクチャーと情報も不足している。局に電話線(Fax 兼用)一本とコンピューターが4台(4~5年前に購入したもの)あるが、回線が悪く通信に支障があることもしばしばある。このような環境下、必要な情報の収集や管理は不十分であり、今後情報収集能力及びマネージメント(関連省庁との情報シェアリングを含む)の能力を向上させてゆく必要がある。また、WTO や他の国々の代表者と十分調整が取れているとは考えにくく、今後情報技術(IT)などを利用してコーディネーション能力を高めてゆくことは有効なキャパシティ・ビルディングにつながる。

2) GATS 実施体制

大蔵省は GATS の調整窓口としての役割を果たしている。金融議定書については、銀行部門を中央銀行である Bank Indonesia が担当し、非銀行部門を大蔵省(DG of Financial Institutions)が担当している。また、交通・通信部門については交通・通信省が担当している。このように、GATS 協定は金融、通信、交通、プロフェッショナルサービスなど分野が多岐に渡るため複雑であり、省庁間の連携が重要である。GATS に関しては、関係省庁(交通、通信、観光、金融など)の代表者からなる調整連絡会議(Coordinating Team、大臣令により設置)が設けられており必要時には議論を交わしている。但し、情報の効率的伝達や共通化は遅れており、WTO からの情報の伝達や WTO への通知には大変時間がかかることもある。現在、大蔵省が中心となり、WTO との法的整合性を確保するため、関係省庁に対してサービス分野における法・規制を全てリストアップする作業を進めている。業務量が多く分野が多岐に渡るため(主要12セクター及びサブセクターにわたる)未だ終了していない。現在のところ産業界の声を聞くシステムはなく、今後の重要な課題と考えられている。民間部門においては WTO 問題に詳しい専門家は限定されており、今後民間を巻き込む形での知識・スキルの向上が重要になるであろう。

ア. 大蔵省 (Ministry of Finance)

大蔵省内には WTO 問題を担当する特別な部署はなく、多くの作業は大臣直属のシニア・アドバイザー(Adolf Warouw 氏)が取扱っておりほとんどの国際会議に出席している。省内においては、総局長レベル 16 名からなるステアリング・コミッティーと事務レベルのワーキンググループを設置し、必要に応じて関連部署より職員が集まり協力して対応にあたる。大蔵省は金融分野を担当するだけでなく、GATS の調整機関としての役割を担うため、通信・交通・観光など幅広い知識と経験が求められる。シニア・アドバイザーは極めて優秀かつ経験豊富であるが、その他の人材の経験と知識の不足が緊急の課題であろう。また、人材の数も少なく組織的対応能力には限界がある。GATS 協定は次期ラウンドの中心の課題となる可能性が強く、緊急に知識を向上させ、交渉能力・紛争処理能力を身につける必要がある。

イ. 交通・通信省 (Ministry of Transportation and Telecommunication)

交通・通信省は省庁再編によって新しくできた省庁の一つである。現在、GATS 通信議定書に対応し、規制緩和・自由化政策を推進中である。自由化の青写真 (Blue Print) を策定し、計画的に自由化を進める方針である。WTO 専属の職員はいなく、弁護士の数も不足している。弁護士の多くは旧観光省出身のため、国際法・通信法については詳しくない。次期ラウンドにおいては、通信分野は中心的課題の一つになる可能性が高く、緊急にそのキャパシティを高める必要があるように思われる。

ウ. 中央銀行 (Bank Indonesia)

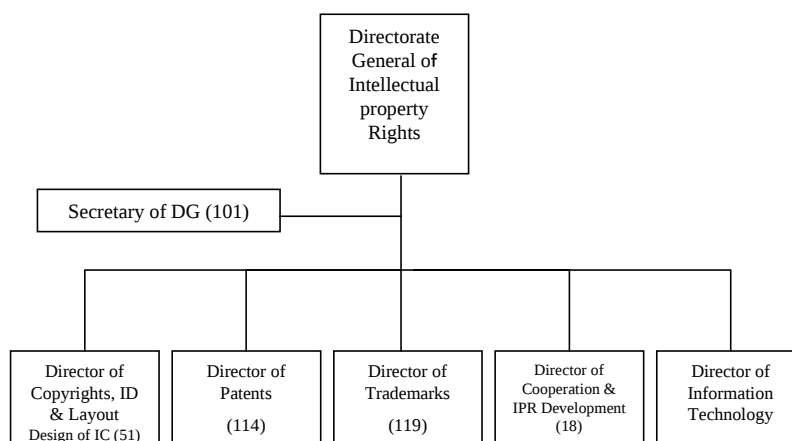
中央銀行は GATS 金融議定書の銀行部門を担当している。WTO に専属している職員はいないが、法務部 (Legal Department) が一応の窓口となっている。IMF との同意に基づき銀行部門の自由化を進めているが (新銀行法 1998 年施行) その影響と海外の経験などに関して調査・研究は十分ではなく、今後十分なリサーチを進め慎重に対応すべき議題であると考えている。WTO に関しては体系的な訓練を行っていないため、交渉や国際法 (国内法との整合性含む) などを職員に対し研修してほしいとの要望があった。

3) 法務・人権省 (Ministry of Justice and Human Rights)

知的財産権局 (Directorate General of Intellectual Property Rights) が TRIPS 関連の法整備、審査、通知などの責務を負っている (図 4-4-3-3 参照)。特許法は 1997 年に改正され、特許局 (Directorate of Patents) が管轄・管理している。同様に商標法、意匠法も 1997 年に改正され、それぞれ商標局、意匠局が担当している。コンピューター化は概して遅れているため、審査には時間がかかり、情報の管理・公表は効率的とは言えない。また、

2000 年には工業意匠、営業秘密及び集積回路に関する法律も制定されており、今後はエンフォースメントが課題となる。

近年、協力・知的財産開発局（ Directorate of Cooperation & IPR Development ）が新設され WTO の連絡窓口としての役割を担うこととなった。同局は 18 名（ 2000 年 12 月現在 ）であるが、マルチ・ラテラル部門を担当しているのは 5 名である。様々な分野をカバーしなければならないため、WTO 関連の調整のためには他の部局との調整が必要である。



カッコ内の数字はスタッフの数

図 4 - 4 - 3 - 3 知的財産権局 組織図

ジュネーブからの情報は緊急の場合は直接現地事務所から伝えられるが、通常は MOIT を経由するため時間がかかり、締切りや会議に間に合わないこともある。円滑な情報伝達の一つの課題である。

地方分権化の流れを受けて今後地方における知的財産権の申請（地方大学などを通じて）を検討している。その場合、地方のアウェアネスの向上、地方職員の専門能力の向上、情報ネットワークシステムの構築などが重要な課題になってくる可能性が高い。研修プログラムの策定、研修教材の開発、協定のインドネシア語翻訳、教官の育成とパイロットプロジェクトの実施などは有効な援助となり得る。

4) 国家標準局（ National Standardization Agency ）

国家標準局（ National Standardization Agency ）は大統領令 №13/1997 によって設立された大統領直属の独立機関である。国家標準局は、インドネシア国における標準に関わる R&D、標準の設定、標準の承認・認定、標準認証（ ISO などを含む ）標準に関わる国際機関の窓口、標準分野における人材育成など幅広いマンデイトがある。WTO の窓口は国際協

力局 (Directorate for International Cooperation on Standardization) が担当し、TBT 協定に関わる責任を持つ。また、同局は ISO、IEC、CAC など国際機関への窓口としての役割を果たすため、広く国際標準を理解し交渉に望む必要がある。但し予算的制約によりそれらの会議の全てに出席することはできず、おおむね 2 分の 1 程度の会議に出席している。

同局の職員のほとんどは技術者であり、国際法及び国内法を熟知している法律家はほとんどいない (現在弁護士 1 名、今後 2 名雇用する予定である)。また、国内的には各省庁及び各地方政府が独自の標準や規制を設けているため、それら全てを把握することは困難である。現地法律コンサルタントによる国内法・規制 (地方・中央含む) の把握と国際コンサルタントによる WTO 協定との整合性評価は有効な支援であるものと考えられる。今後、地方分権化が進むことが予想され、地方の法制度の把握と連携は一層重要になってくることが予想される。

このような環境下、政府間の効率的なコーディネーションが重要な鍵を握るが、現在は関連各省とのコーディネーションには時間がかかることが多く通知義務などにおいて WTO に指定された期限を守ることは困難な状況にある。IT を利用した情報の蓄積及び連絡体制の確立も遅れており、今後は IT を利用した連絡体制の強化と知識の蓄積が課題となるものと思われる。

5) その他の WTO 関連省庁

上記に記載された主幹省庁の他に農業省、投資庁、環境省など様々な省庁が WTO 問題に携わる。これらの省庁においても人材の育成は重要な課題であることが予想され、WTO 協定、交渉、紛争解決などに関するセミナー開催時にはセミナーに参加を呼びかけるなどの配慮は有益であるように思われる。

(2) 連絡・連携体制

1) ジュネーブ駐在事務所との連絡・連携

外務省が外交上正式な窓口になっているが、WTO 関連については商工省と連携して対応している。ジュネーブには約 25 ~ 30 名のインドネシア国代表団が常駐しているが、WTO 関連の駐在員は大使を含め約 6 名 (WTO 大使、商工省から 2 名、外務省から 3 名) である。大使は商工省より選出され、書記官は外務省と商工省から出向する。ジュネーブからの情報の流れに明確のルールはなく、重要度によって様々な経路をたどる。基本的にはジュネーブの代表部は外務省の管轄であり、商工省は WTO の窓口なので、一時的な情報は両省に送られる。両省は必要な情報を各省に振り分ける作業を行う。例えば通信に関する情報の場合はジュネーブ代表部→商工省、外務省→大蔵省→通信省の順で情報が伝わることにな

る。情報の伝達には大変時間がかかることがあり、そのため会議など重要な情報が末端まで届いても時間的制約のために参加できないといった問題も起る。このような問題を回避するため重要かつ緊急な課題については、ジュネーブ代表部より関連各省に直接情報が送られることが多いようである。情報の伝達は可能であればインターネットを利用することもあるが、機密性、確実性、公式書類としての扱いなどの理由から依然として FAX が主要な伝達手段として使われている。このように情報伝達は必ずしも円滑に行われているとは言えず、今後明確なルールのもと IT を利用し円滑かつ迅速な情報伝達が行われるよう留意する必要がある。

２）国内調整・連絡

大統領令により WTO 関連の調整役は商工省が行うことが決められており、商工省は WTO の窓口になるとともに、国内調整・連絡の責任を担う。そのため、事務レベルでは商工省の多国間協力局が事務局となり関係各省の窓口と連絡を取っている。例えば農業問題について議論する時には、商工省がコーディネーターになり、関係者を招いて会議を行う。但し、GATS については大蔵省が調整機関となることが決められており、商工省と連絡をとりつつ大蔵省が国内調整・連絡を行っている。個別の議題につき緊急な場合は、商工省の承認のもと担当各局が直接情報の収集や代表団の派遣を行う。

重要な決定事項に関しては、関連各省庁の次官もしくは総局長レベルからなる国家委員会（National Committee）で決定されることになっている。国家委員会は不定期に開催されているが、重要な議題がある時は週一回程度開催することもある。委員会のチェアは商工省が務め、EQUIN がアドバイザーとなっている。委員会には外務省、大蔵省、農業省、司法省など関連省庁の代表者と、民間代表として KADIN のメンバーが加わっている。

（３）民間セクターの関与

WTO 実施体制に関しては概ね官主導であるように思われるが、日本国の経団連にあたる KADIN（<http://www.kadinnet.com>）は一定の影響力を持つ。国際貿易コンパートメント（Compartment of International Trade、Division of Multilateral & Regional Trade 代表 H.D. SUWARDI 氏）があり、産業界の代表として国際貿易を検討している。WTO の国家委員会（National Committee）にも KADIN のメンバーが参加し、民間の意見を述べている。ビジネス界は概して WTO がインドネシア国経済にとって得にならないと考えており、WTO 推進には否定的であると言える。WTO に対する民間セクターのアウェアネスの向上と協力は重要な課題であるであろう。

4 - 4 - 4 協定遵守状況

(1) 残存する問題点等

1) GATT 関連

GATT に関しては、依然として国内産業保護を目的とした高関税品目、非関税障壁が存在している。ウルグアイラウンド合意により、譲許率はタリフラインベースで 92%まで拡大したが、繊維・繊維製品、輸送機器、電気機器等においては高関税品目が残存している。また、確実な税収を図るために、丸太や製材などの一次産品には輸出税が課されている。しかし、通貨危機後の IMF との合意に基づき、2003 年までに健康、安全、環境、安全保障理由による品目以外は、輸入制限や輸出税が撤廃・改正される予定であり、現在、スケジュールに合わせた自由化が進められている。

また、現在大豆油かすに関するローカル・コンテンツが WTO に通報されている。TRIM に関しては、1999 年末までに撤廃することが求められていたが、シアトル閣僚会議の凍結により、現在、措置の延長に関する議論が中断されている。インドネシア国からは、同分野に関する TRIM 延長の要請は発出されていない。

輸入許可手続き上は、「国家貿易企業」の扱いが問題となっている。政府の指名によって選定される「輸入総代理店 (Sole Agent) 」や公社に準ずるインドネシア国独自の組織 (Persero) 等が独占的輸入権を有し、集中購買制が採用されている点が問題となっている。

2) GATS 関連

GATS に関連した問題としては、引き続き多くのサービス分野において内国民待遇・市場アクセス上の障壁が存在している点が指摘できる。1998 年の大統領令 96 号において、外資の参入にあたっての規制業種を特定するネガティブリストの見直しを行い、流通分野などにおいて制限つき自由化が行われた。しかしインドネシア国政府のスタンスは、これらの自由化措置は、通貨危機に対処するための時限的なものであり、GATS のように国際場裏において後戻りできない自由化をコミットするものではないとのことである。今後は、既に実施されている自由化を自由化約束の中にバインドしていくことが必要となっている。

3) TRIPS 関連

TRIPS に関しては、現在国会で審議中の特許法、商標法、著作権法の改正法案が成立すれば、TRIPS 協定の整合性はほぼ確保されることとなる。特に、インドネシア国特許法においては特許の保護期間が従来は 15 年とされており、技術開発力で優る外国企業の権利を制約するものであったが、改正特許法では保護期間が 20 年となり、国際的に調和の取れた

制度となる予定である。

法制度の整備は今次法改正で手当てが終わるが、今後は実施面（模造品の水際取締り、権利侵害者に対する差し止めの迅速化、裁判の適正な遂行など）において、懸念が残されている。

（２）通報の実施実態

インドネシア国は、WTO 各種協定が要求する通報に関しては、途上国のなかでは比較的誠実に対応する国の一つである。特に、TBT 関連の通報（国内標準を策定した場合の TBT 委員会への通報義務）に関しては、国家標準局内に通報にあたっての手続規定が整備されており、迅速な通報体制が存在している。

4 - 4 - 5 国内人材リソース

インドネシア国の政府官僚の多くは英語を理解するが、スタッフレベルや地方レベルの官僚の中には英語でのコミュニケーションが困難なスタッフも多い。英語でのトレーニングには限界があり、持続的な研修制度の確立のためには教材の開発を含めたインドネシア語での研修の普及が不可避であり、インドネシア人専門家の活用は効果的であると思われる。

また、開発調査においても国内法・規制の多くはインドネシア語であることが予想され、外国人にとってインドネシア国文化を理解することは困難であることからインドネシア人コンサルタントの活用は有効であると考えられる。

（１）学識経験者

インドネシア国内においては、WTO を専門とする学識経験者は大変限られており、インドネシア大学などに少数存在するのみである。インドネシア大学（<http://www.ui.ac.id>）には法学部（Faculty of Law）があり、その一部に国際法学科（Department of International Law）がある。WTO に関しては約 2 名（Victor Purba 博士、国際法、Agus Broto 博士、国際法）専門に研究している教授がおり、国内セミナーなどを開催する時は講師として起用することができるであろう。また、経済学部にも国際経済専門の教授（Lepi Tarmidi 博士、国際経済学）がおり、WTO の経済学的説明をする際に起用することは可能である。

（２）ローカルコンサルタント

インドネシア国のコンサルティング会社のほとんどはインフラ整備などハード分野で活

躍する企業であるが、教育や公務員のキャパシティ・ビルディング等、ソフト分野を行っている会社も少数ながら存在する。この場合、コンサルタントの多くは大学の教授などアウトソーシングに頼るケースが多いようである。INKINDO (National Association of Indonesian Consultants) というコンサルティング企業協会が存在し、すべてのローカルコンサルティング会社は同協会に登録することが義務づけられている（現在約 4,000 社が登録）。コンサルタント・フィーに関しては、国際競争入札による場合（表 4-4-5-1 参照）自国資金プロジェクトの場合に分け、BAPPENAS がコンサルタント料率のテーブルを作成している。

表 4 - 4 - 5 - 1 1998 年における国際競争入札の場合のコンサルタント料率

経験年数	USD (1 人月)	経験年数	USD (1 人月)
25	18,000	14	14,100
24	17,900	13	13,400
23	17,700	12	12,800
22	17,600	11	9,700
21	17,500	10	7,200
20	17,400	9	6,800
19	16,900	8	6,400
18	16,400	7	6,000
17	15,400	6	5,500
16	15,300	5	5,100
15	14,700	4	4,600

出所：平成 11 年度総合開発計画調査 アセアン諸国ローカルコンサルタント調査、p69

民間企業同士の契約、又は海外のドナーがローカルコンサルタントを雇用する場合（ADB、世銀など国際機関は BAPPENAS 基準を採用）には必ずしもこのテーブルに順守する必要はないが、交渉時の目安になるであろう。

民間コンサルティング会社としては Centre for Strategic and International Studies (<http://www.csis.or.id>) が有名である。Centre for Strategic and International Studies は非営利団体であり、経済・金融・貿易政策、国際関係、社会政策、政治などをドメインとしている。欧米で修士号・博士号をとったコンサルタントが多数在籍し、国際化と貿易（WTO を含む）を専門にしているコンサルタントも 1 名（Mari Pangestu 博士）在籍している。

WTO に特化したコンサルティング会社としては Foundation for International Business Management Development があり、WTO ウルグアイラウンドの交渉にあたったインドネシア国政府の官僚及び退職した元官僚（元 WTO 大使を含む）で作られた組織である。当財団はビジネスの国際化に対応した産業界のニーズに対するコンサルティングしている。Center for Economic and Business Negotiations and Dispute Settlement、Center

for Entrepreneurship and Enterprise Development、Center for Trade in Servicesという3つのセンターからなり、それぞれ交渉、起業家育成とビジネス開発、サービス分野における貿易の分野でコンサルティング活動を行っている。WTOキャパシティ・ビルディングプロジェクトにおいて有効に活用することは可能と思われる。

(3) 外資系法律事務所

インドネシア国には、オーストラリア国、米国、香港、シンガポール国などから様々な外資系法律事務所や会計事務所が進出している。Baker & McKenzie, Price Waterhouse, KPMG, Ernst & Young など国際的に有名な事務所もあり、国際法に精通した外国人弁護士及びインドネシア人弁護士が在籍している可能性がある。前述のとおり学識経験者もローカルコンサルタントもリソースには限界があるため、本調査実施の際には場合によってはこれらのリソースを利用することも視野にいれたい。

4 - 5 ヴィエトナム国

4 - 5 - 1 近年の貿易政策のレビュー

ヴィエトナム国は、1987年にドイモイ政策を打出し、1989年からそれまでの計画経済体制から本格的に市場経済化を開始した。その後、ヴィエトナム国経済を支えてきた旧ソ連、東欧諸国の援助停止やコメコン市場の事実上の解体という大きな試練を経て、貿易相手国の多様化、市場および投資の開放へと政策転換を行った。特に、米と石油を中心に対西側諸国向け輸出が大きく拡大し、同時に西側諸国からの援助や外国投資の流入が加速していった。体制移行国であるヴィエトナム国の貿易政策は、国内の経済構造改革と密接に関連して進展してきた。従来、国有企業に独占されていた貿易権は依然として国有部門が多く把握しているが、外資企業やその他私企業にはライセンス供与という形で制度が整備され、徐々に規制緩和が進んでいる。

1990年以降、市場経済を支える多くの分野で法や制度の整備が急ピッチで進められている。国際関係では、これまでに中国や米国との関係正常化、1995年にはASEAN加盟を実現するなど、外交・貿易の自由化においても大きな変化を遂げた。

しかし、低い国内貯蓄率、経常収支の赤字と対外債務の累積、一次産品偏重型の輸出構造、競争力のない製造業、非効率な国营企業、インフラの未整備、市場経済体制への抵抗など、多くの難問を抱えている。ヴィエトナム国は体制移行過程にある国家特有の経済構造改革の最中にあるため、現体制はWTOの整合性とはまだかけ離れた状態に置かれている。

ヴィエトナム国が直面している通商分野の課題は、ASEAN自由貿易地域(AFTA)加盟に伴う貿易・投資の自由化と、米越通商協定に基づく国内市場の開放である。限られた期限内に自国の産業をいかにして再編、育成をして、将来の市場開放と規制緩和に耐えうる体制へと発展させるかが重大な課題となっている。

一方で、ヴィエトナム国は関税の引き下げ、非関税障壁の撤廃、サービス分野を含めた投資の自由化などの市場開放を求められており、非効率な国有企業の改革や金融セクターの強化など、遅々として進まない構造改革に苦しんでいる。こうした背景のもとで、日本国政府は99年5月に200億円に上る新宮沢構想によるヴィエトナム国の構造改革支援を決定した。支援内容は民間セクターの育成、非関税障壁の関税化、国有企業改革を中心とするものである。これに対してヴィエトナム国政府は金融セクター改革、ビジネス環境改善、各種専門機関の設置から成る「民間セクター育成アクションプラン」を提示し、2001年までに各種改革を実行することになる。

また、政府は2003年のAFTAスキーム下での域内関税引き下げなど、将来の貿易自由化

を前提に、将来的な産業政策立案のための基礎データとして国内競争力リストを公表した。同リストが競争力指向の産業政策へと発展していくことが期待される。ヴィエトナム国政府は、為替政策、資本財や原材料に対する関税政策、外資導入政策および輸出インセンティブなどを統合した一貫した輸出促進政策を打出してはいない。重債務国であるヴィエトナム国の経済発展にとって、輸出拡大を伴う貿易の促進はとりわけ重大なテーマである。

ヴィエトナム国では貿易自由化に一定の制限を加えて産業競争力の向上を図ろうと試みていたが、1997年後半に発生したアジア通貨危機の影響を受け、経済の柱と位置づけられていた国有企業の業績不振、株式化の失敗から、経済政策の方針転換を余儀なくされた。共産党の一党独裁体制の下で、国有企業の更なる改革による失業率の増加が党の責任を問われる事態へと発展する前に、それまでの改革・開放路線から、より保守派寄りのグラジユアリズムへと移行していった。通貨危機の直接的影響は少なかったものの、内需の低迷とアジア市場への輸出が伸び悩んだことから、自国の幼稚産業の保護と国有企業へのてこ入れなど、貿易投資市場の自由化には後ろ向きとなる傾向は見られるものの、政府の2001年からの5ヶ年経済計画の方針として、国際経済への統合が大きく取り上げられている。

通貨危機後の経済体制を回復するためには、世界銀行、IMF（国際通貨基金）に支援を要請せざるをえなくなり、支援を受ける見返りとして、国营企業改革、財政基盤の健全化や銀行部門改革などに加えて、国内産業保護を順次撤廃し、貿易自由化を推進することが求められている。ヴィエトナム国の貿易政策は、自由化の進展と停滞を繰り返しながら、段階的に自由化の方向に進められている。

公共サービスに関わる分野はほぼ国有企業による独占状態が続いているため、まず、国内における経済構造改革が優先されるべきであろう。ヴィエトナム国は加盟交渉の準備としてサービス分野のイニシャル・オファーをまだ提出していないため、自由化コミットメントの内容はまだ定まっていない。

ヴィエトナム国における金融サービスは銀行部門では国有企業の不良債権問題がまだ解決されておらず、国有企業改革の進展に伴って銀行改革が進むのを待たなければならない。外国銀行は支店の開設と、国内銀行との合併は認可されているが、内国法人設立とフルバンキング業務を展開することは許されていない。

保険分野に関しては、米越通商協定を受けて、米国企業に対してヴィエトナム国内における法人設立とサービス提供が開放されたが、他国の企業に対しても同様な開放が求められている。金融サービス分野は制度的なインフラも整備されておらずまだ萌芽期にあるため、この段階でWTO整合性を求めるのは無理がある。

通信分野はヴィエトナム国郵政通信総局傘下のヴィエトナム国家郵政通信公社（Vietnam National Post and Telecommunications - VNPT）が公共事業体として独占してお

り、民間、および外資の参入規制は多い。しかし、携帯電話やインターネット・プロバイダーの分野では規制緩和が始まっており、ホーチミン市の企業や外資が活動を始めている。

VNPT は、今後、機構改革や基本電気通信分野の国内制度の改革が必要と認識しているが、現段階での WTO 加盟には準備不足であるということで否定的であり、できる限り加盟時期を延期したいとしている。この分野においては、国有企業改革は最も遅れており、また、WTO に対する認識も希薄である。今後は、関係者に対する基本的な知識の啓蒙を図る必要がある。

4 - 5 - 2 関連法制度整備状況

(1) 法制度の有無

ヴェトナム国の WTO 関連法制度は現在、整備の途上である。今後、AFTA、米越通商協定の履行に備えて、既存国内法の見直しと改正、新しい法律の起草等、残されている課題は多い。

アンチダンピング関連法については、2000 年までに法令を整備する方針であったが、遅れている。経済的に困難な状況に合わせて、輸出入割り当て制度を導入している。現在までにセーフガードの導入経験はなく、対応する法制度も存在しない。

知的財産権分野では TRIPS 協定に整合的な制度構築に向けて、現在、WIPO の支援の元に急ピッチで法令の整備を行っている。1996 年に新民法が施行されたことによって、著作権および工業所有権の保護が初めて法律レベルで保障されることになった。民法の第 6 編 - 知的財産権および技術移転 - において、第 1 章が著作権、第 2 章が工業所有権(特許、実用新案、意匠、商標)、第 3 章が技術移転について規定しているが、民法中の条文は包括的かつ抽象的である。保護期間、審査請求期間等、本来、主要国では法律レベルで定められている内容が政令、あるいは省令レベルで規定されている。WTO 加盟に向けて、ヴェトナム国が最も真剣に取り組んでいるのは知的財産権保護の分野であり、まだ整備されていない法律は 1)新種植物保護法と 2)集積回路保護法のみである。1)に関してはヴェトナム工業所有権庁(NOIP) が主体となり、農業農村開発庁と共同で草案を起草しており、2)に関しても草案の起草作業が進んでいる。1999 年には政令 12 号が發布され、知的所有権保護違反に関する行政制裁が定められた。2000 年 10 月には貿易秘密保護法、地理的表示、不正競争防止令、商標保護令等が整備された。発明や商標保護に関しては、TRIPS 協定に整合的ではない部分があるため、現在、改正案が準備されている。米越通商協定の交渉において、知的財産権分野が大きな部分を占めていることから、ヴェトナム国としてはこの分野において対応を急がざるを得なかったとの事情もある。この分野において、米国が

らは法制度に関しては充分であると評価されている。今後は、法令の実施部分での努力が期待される。

サービス分野に関しては個別の事業法、外国投資法（及び政令）によってカバーされており、統一的な法律は存在しない。これは先進国を含む WTO 加盟国全般に共通したものであるが、ヴィエトナム国の場合、同分野における対応への認識は非常に低く、国内法の整備も遅々として進んでいない。

個別のサービス分野に関しては、金融分野では中央銀行法、国営商業銀行法、株式商業銀行法が相次いで整備されているが、まだ完全とは言えない。

株式市場は 2000 年に開設されたばかりであり、各種証券取引法の整備の途上にあるとともに、証券取引委員会の機能強化と人材育成が急務となっている。現行証券取引法は、外資系企業や個人にヴィエトナム国企業の株式取得を制限するなど、規制は多い。

通信分野では市場開放に向けたブループリントは作成されておらず、相互接続やユニバーサルサービスに関する規定など、GATS 基本電気通信の参照文書に相当する規定も存在しない。

TBT、SPS に関しては、検査・検疫制度、標準化制度など、最も整備が遅れている分野である。また、照会所の役割、機能が確立していないことも問題であり、法制度も含めた制度構築、人材育成、試験所の設置、圧倒的に不足している試験機材の充実等、課題は多い。標準化分野に関しては、現時点では国内標準を策定する際には国際標準に準拠するスタンスが取られているが、安全規制、環境規制などは省庁間で十分な連絡・協議がなされておらず、標準や各種規制に整合性がなく、今後は法制度の見直しと体制整備が必要である。

TRIM に関しては、外国投資法の中に自動車産業および家電製品生産に関するローカルコンテンツ要求があり、WTO 加盟に向けて、法律、制度の整合化が求められている。

4 - 5 - 3 実施体制

WTO 加盟への国内体制であるが、首相府の下に National Committee が設置(1998 年)され、商業省を事務局として各省庁の次官級の調整が行われている。実際の交渉に当たるための「政府国際経済貿易交渉団(Government Delegation for International Economic and Trade Negotiations)」も設置され、各省庁の局長級が任命されている。しかし、商業省の調整能力に疑問を呈する意見も多く、個別協定レベルでは問題が残る。つまり、個別協定レベルでは担当各省庁における理解度や取組みの温度差が激しく、影響力の弱い省庁では実質的な対応能力や予算の制約から、海外からの援助に頼っているのが現状である。特にハー

ドインフラが必要な分野では援助も限られており、設備と技術力の不足が著しい。

省庁は首相府の元に各担当分野別の省庁が縦割り方に連なっており、横の連携体制は弱い。そのため、テーマ別に首相府を中心と委員会が省庁横断的に設置され、重要事項について審議した後、実施している（図4 - 5 - 3 - 1 参照）。WTO に関連する省庁は国際経済協力委員会の構成メンバーであり、ここで議論されたテーマの内、各省庁に関連する部分を持ち帰って実施に移す体制となっている。また、WTO 交渉の対象となっていない協定分野からはまだ参加が定まっていないなど、今後、委員会の機能拡充も必要とされる。

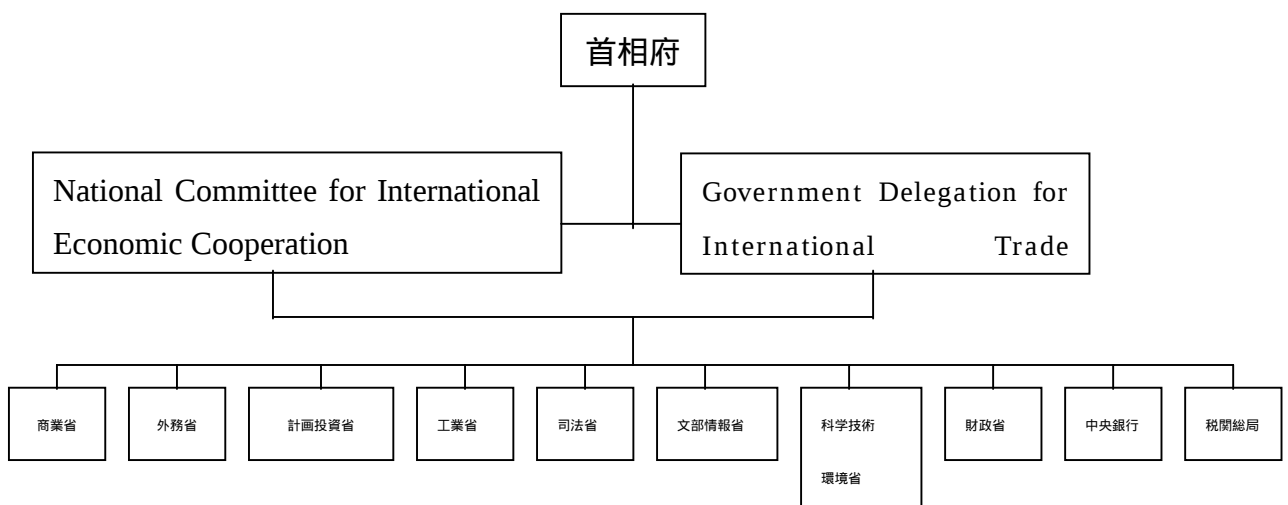


図4 - 5 - 3 - 1 ヴィエトナム国 WTO 関連調整体制図

（１）関連省庁

１）商業省(Ministry of Trade - MOT)

MOTの多国間貿易政策局(Multilateral Trade Policy Department)はWTOとの連絡窓口である。これまでの加盟交渉の中でWTO加盟国から寄せられた質問は、MOTが受け取って国内の関係省庁に割り振り、各省庁から得た回答を取りまとめてWTO事務局に回答を送付している。MOTは加盟交渉においてMOT担当分野（AD、原産地規則、繊維、補助金及び制裁措置、セーフガード等）の交渉を担当するが、担当分野外の交渉（例えば、TRIMSはMPI、TBTはMOSTE等）は関係省庁が各自責任を負う。

MOTが事務局を務めるNational Committee for International Economic Cooperationは、首相決定によって1998年に設置され、各省の次官レベルが集まってWTOを含む国際経済への統合に関する議題を議論し、政府に提言する組織である。MOT次官を中心としたGovernment Delegation for International Trade NegotiationはWTO加盟に向けて交渉を担当する。過去4回のWTO加盟交渉にはMOT次官をヘッドに各省庁からアドホックに

集めた人材が参加しているため、今後は関係省庁の支援を得て、各省庁から WTO 専門家が集まった固定したメンバーのチームを作ることが有用である。

過去 5 年の加盟交渉を通じて、ベトナム国側担当者は知識不足を認識している。MOT としては、(1) 専門知識・能力構築支援(人材育成)及び(2) WTO 問題の啓蒙活動支援(WTO 関係書籍のベトナム語翻訳・出版)が今後は最も重要であると認識している。WTO に関する啓蒙活動の重要性は高く、加盟によって影響を受ける国内企業への啓蒙活動も重要である。

担当部局のリソースは大変限られており、限られた予算と人材で国際会議に出席したり必要な情報を収集している状況である。WTO に精通している専門家がいらないため、海外の専門家のアドバイスに頼っている。業務に必要なインフラストラクチャーと情報も不足している。このような環境下、必要な情報の収集や管理は不十分であり、今後、情報収集能力及びマネジメントの能力を各国の支援の元に向上させてゆく必要がある。

2) GATS 実施体制

ベトナム国は WTO 加盟交渉の段階でまだイニシャル・オファーをまとめることができていない。国有企業に独占されているか、または規制が著しい分野、プロフェッショナル・サービスなど、まだ新しく台頭し始めたばかりの分野が多く、国内法の整備もまだ着手されていないか不十分な部分が多い。従って、GATS の調整窓口としての役割を果たす機関も定まっていない。

金融議定書については、銀行部門を中央銀行である State Bank of Vietnam が担当し、非銀行部門を財政省(Ministry of Finance)が担当している。また、通信部門については郵政通信総局(General Department of Posts & Telecommunications)が担当している。このように、GATS 協定は金融、通信、交通、プロフェッショナル・サービスなど分野が多岐に渡るため複雑であり、今後は省庁間の連携体制を構築していく必要がある。GATS に関しては、今後、政府としての立場を固めていかなければならないが、国内における構造改革を進めている最中であり、混乱が見られる。商業省はこの分野におけるコーディネーターとしては役不足であり、手が回っていない状態である。情報の効率的伝達や共通化は遅れており、WTO に関する情報の伝達や知識の普及も充分ではない。今後、WTO との整合性に関して、関係省庁に対してサービス分野における法・規制をリストアップして問題点の把握を可能にする調査は必要であろう。多く分野が多岐に渡ることと(主要 12 セクター及びサブセクターにわたる)関係省庁・部局の WTO への意識が未熟であるため、まずは啓蒙活動から着手する必要がある。国有企業が独占する分野も多く、民間企業が育っていないため、産業界の声を聞くシステムは成立していない。民間部門においては WTO のサービス分野に詳し

い専門家は皆無に等しい。今後、まずは政府部門と国有企業を巻き込む形での知識・スキルの向上が重要である。

ア. ヴィエトナム国家郵政通信公社 (Vietnam National Post and Telecommunications - VNPT)

VNPT はドイモイ後、郵政業務が増大したため、それまで郵便総局のみが対応していた業務を引き継ぎ、首相府直轄の実施機関としての設立された。VNPT は実施機関であるが、郵政通信分野における立法作業も担当し、通信分野においては、新しい法律を起草中である。WTO 協定に関して VNPT は GATS (通信) を担当しており、市場開放、二重価格制度の廃止、国内企業の競争力強化等の必要性を漠然と感じているが、協定や議定書の内容を深く理解できていない。

通信分野の二重価格制度については、2001 年に廃止する方針である。VNPT は数少ない黒字の国有企業であり、その収入は GDP の約 10% を占めているため、独立性が高い。MOT による WTO に関する研修は予算的に職員の教育が限られている省庁を優先するため、VNPT が WTO を含め、将来的に必要とされる知識を充実させる機会は少ない。GATS についての知識はインターネット等を使った独学のレベルであるため、研修による知識の向上を希望している。また WTO 加盟による通信分野へのインパクトについての調査の要請があった。VNPT としては、WTO への性急な加盟を懸念しており、十分な準備期間が必要としている。

イ. 中央銀行 (State Bank of Vietnam - SBV)

中央銀行は GATS 金融議定書の銀行部門を担当している。WTO に専属している職員はいないが、国際協力部 (International Cooperation Department) が一応の窓口となっており、Huong 副頭取が責任者として任命されている。国際協力部のスタッフは 6 名である。WTO の元 GATS の理事が何度か中央銀行を訪問しており、GATS 金融議定書についても説明を聞いている。

現在、ヴィエトナム国は銀行セクター改革の最中であり、SBV の法務部で銀行法および関連法令の草案を起草している。WTO の金融サービス議定書と起草中の各法案との整合性チェックに関しては支援を必要としており、今後の交渉に備えて交渉能力の向上も含めて短期専門家の派遣を要請された。

3) 科学技術環境省 (Ministry of Science, Technology and Environment - MOSTE)

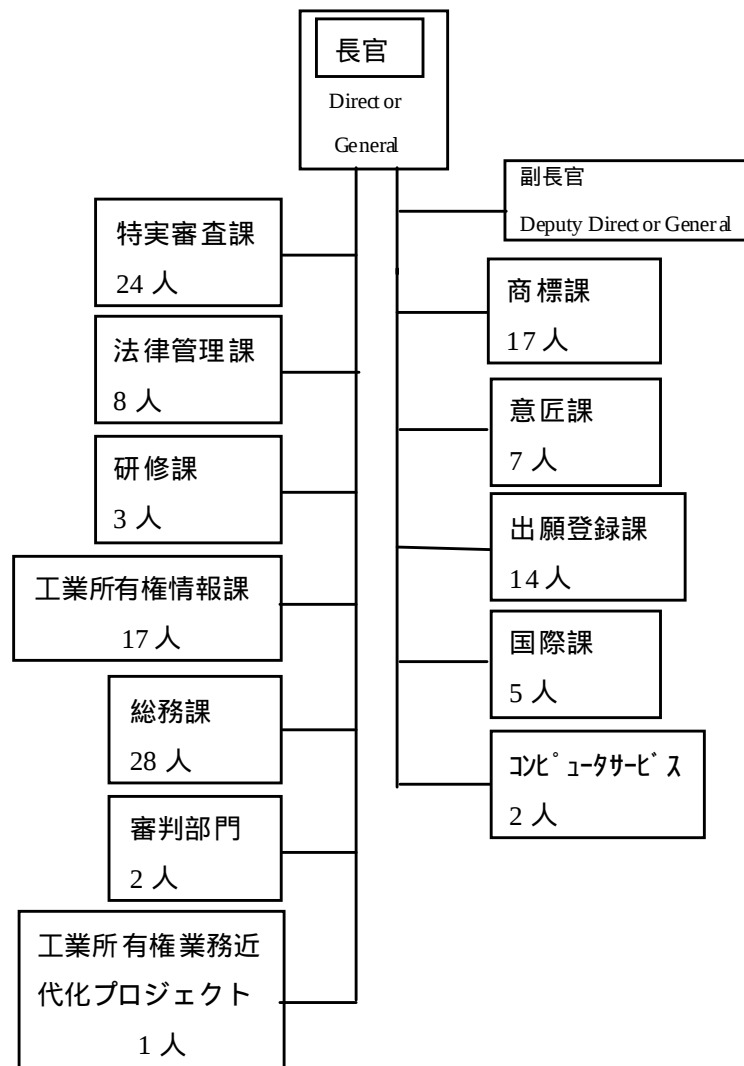
科学技術環境省(MOSTE)は WTO の TRIPS 協定を含む知的財産権 (Intellectual

Property Rights: IPR)分野の調整機関であり、ヴィエトナム工業所有権庁(National Office of Intellectual Property - NOIP) が工業所有権に関する実施機関である。著作権に関しては文化情報省(Ministry of Culture and Information)が担当し、ヴィエトナム著作権局 (Copyright Office of Vietnam - COV) が実施機関である。裁判所、税関、市場監視機構、経済警察も実施に関する実務を担当している。

工業所有権(特許、実用新案、意匠、商標)制度は、1981 年に知的所有権所轄官庁として特許庁が創設されてから機能を開始したといえる。工業所有権を個人の財産として認める考え方は、ドイモイによって市場経済化が推進され始めてからしばらくした 1989 年以降、認められるようになった。1998 年以降はアジアの通貨危機の影響によって外資の出願が減少したこともあり、出願件数は横ばいを維持している。ヴィエトナム国では主要国の制度とは異なり、工業所有権を含む知的財産権は独立した法ではなく、民法の第 6 編に包摂されている。民法中の条文は抽象的かつ包括的であるが、詳細規定は政令あるいは省令レベルで規定されている。

NOIP 内には知的財産情報資料センター (IP Information and Documentation Center) が設置されており、15 名のスタッフが 2300 万件におよぶ IPR 情報を収集している。この他にもホーチミンとダナンに小規模の情報センターが設置されているが、システムが独立していてリンクしていないため、将来的にはネットワークによる接続が必要とされる。

TRIPS 協定実施に向けて、上記の情報センターのネットワーク化に加えて、英語能力強化支援、関係部局の審査官育成および IPR 保護強化を目的とした長期専門家派遣等、支援の要請があった。



カッコ内の数字はスタッフの数

図 4 - 5 - 3 - 2 工業所有権庁 組織図

ジュネーブからの情報は全て商業省を経由するため時間がかかる。基本的には知人やつてを使って必要な情報を入手している。

4) 標準品質局 (Directorate of Standard and Quality - STAMEQ)

TBT 協定に関しては科学技術環境省 (MOSTE) が担当機関である。MOSTE の委任のもとに STAMEQ が実施を担当している。WTO 加盟国からの TBT 関連の質問は、商業省経由もしくはジュネーブ代表部から直接寄せられる場合がある。STAMEQ の計画協力部 (Planning and Cooperation Department) には 2 名のコーディネーターがいる。以前はインターネットから直接情報を入手できたが、1997 年から情報収集は全て商業省を通すよ

う徹底させられた。

TBT 協定および電気・電子機器の相互認証に関する研修に加えて、将来の MRA 参加に向けて試験所への近代的な試験機器（電気・電子機器、食品、玩具）の整備支援を希望している。STAMEQ には韓国、ドイツから機材と短期専門家の派遣による支援が入っており、試験所建設に向けて日本国からの支援が望めないようであれば韓国に要請する模様である。

STAMEQ は輸出入品の検査、認証を行っているが、新しい官庁なので WTO 担当者が少なく、試験機材も旧ソ連時代のものを使っており、国際基準に合致していない。人材、予算ともに厳しい制約のもとにある実施機関であり、業務を遂行するに当たって国際機関の支援に頼る部分が多い。

5) その他の WTO 関連省庁

上記に記載された主幹省庁の他に農業省、司法省、文部情報省、首相府など様々な省庁が WTO 問題に携わる。これらの省庁においても人材の育成は重要な課題であることが認識され、WTO 協定、交渉、紛争解決などに関するセミナー開催時にはセミナーに参加を呼びかけるなどの配慮は益々必要となってくるであろう。

(2) WTO 加盟交渉における国内調整・連携体制

1998 年首相決定 31 号により国家国際経済協力委員会(National Committee for International Economic Cooperation)が設置され、WTO 関連の調整役を商業省が行うことが決められており、商業省は WTO の窓口になるとともに、国内調整・連絡の責任を担うことになった。事務レベルでは商業省の多国間貿易政策局が事務局となり、関係各省の窓口と連絡を取っている。各種課題についての討議は商業省がコーディネーターになって委員会を招集し、関係者を招いて会議を行う。個別の議題についても基本的には全て商業省を通して情報収集を行うことになっている。実際には、商業省がタイムリーに対応できないことが多く、各省担当者は人脈を使って情報を収集している。直接 WTO のホームページにアクセスして情報を収集することは、コンピュータ設備が充分でないことから稀である。重要な決定事項に関しては、関連各省庁の次官もしくは局長レベルからなる国家国際経済協力委員会で決定されることになっている。国家国際経済協力委員会は不定期に開催されているが、加盟交渉の加盟作業部会が近くなると週一回程度開催することもある。委員会のチェアは商業省が務める。委員会には外務省、計画投資省、財政省、科学技術環境省、工業省、農業農村開発省、司法省、文部情報省、首相府、中央銀行、関税総局、観光総局など関連省庁の代表者がメンバーであり、民間からの参加はない。

WTO の加盟交渉は 1998 年首相決定 116 号によって政府国際経済貿易交渉団

(Government Delegation for International Economic and Trade Negotiations)が設置され、商業省、外務省、計画投資省、財政省、科学技術環境省、工業省、農業農村開発省、司法省、文部情報省、首相府、中央銀行、関税総局、観光総局など関連省庁からテーマに応じて代表者が参加することになっている。交渉団長は商業省次官が努めることになっている。また、外務省には 1999 年に多国間経済協力局(Department for Multilateral Economic Cooperation)が新たに設けられ、WTO の対外窓口の機能を果たしている。

(3) 民間セクターの関与

WTO 実施体制に関しては官主導で加盟へ向けての準備が進められている。商業省傘下に組織されているヴィエトナム商工会議所(Vietnam Chamber of Commerce and Industry - VCCI)は、会員に対して貿易や投資に関するアドバイスやセミナー、情報提供をしているが、まだ加盟を果たしていない WTO を意識した活動は行っていない。AFTA への約束と米越通商協定に関しては、貿易ライセンスを持っている企業に対して一定の準備を促しているようである。現在、ヴィエトナム国の商工会議所に加盟している企業は殆どが大手国営企業か外資企業であり、民間企業メンバーはないに等しい。民間企業の設立に関する準拠法は 2000 年 1 月に施行されたばかりであるため、中小零細規模の企業しか存在せず、今後、通商分野で発言力のある民間セクターが育成されるまでに相当の時間がかかると思われる。

国営企業セクターは現在、政府の改革プログラムに取り組むことに手一杯であり、WTO に関してはまだ加盟は先のこととして、特に興味を持っていない。産業に WTO の影響を受ける民間セクターが少ないことから、当分の間は政府各部門および国有セクターに対するアウェアネスの向上と協力が重要な課題である。

4 - 5 - 4 WTO 加盟交渉の現状

4 - 5 - 4 - 1 加盟の現状

ヴィエトナム国は 1995 年 1 月に WTO へ加盟を申請、加盟作業部会(WP)が設置され、WP は過去 4 回開催された。米、EU 等加盟国側の関心は高く、2000 年 7 月に米越二国間通商協定も締結された。同国は計画経済から市場経済への移行過程にあり、市場経済が確立した国を中心に設立された WTO の舞台で、政府の市場への介入をいかに縮小し、法と市場のルールに基づいた環境を構築するかが焦点となろう。

ヴィエトナム国は 2000 年 11 月の第 4 回 WP では、前回 WP を前提とした各国からの追加質問への回答と SPS 協定、TRIPS 協定、価格政策に関する行動計画等の資料を提出した。また、法制度の WTO 整合化に向けて輸出入制度の改革、関税評価に関する最低価格制度の

対象品目削減、外資法改正による内国民待遇の拡大、知的所有権保護法令の実施強化、企業法の公布、国営企業の改革等の制度改革を精力的に行っている。第 5 回作業部会に備えて、モノとサービスのイニシャル・オファーの早期提出が求められている。

(1) 今後、解決すべき問題点等

1) 法整備と統一的運用

商法、外国投資法、会社法、国内投資法、企業破産法、労働法、税制関連法等が現在整備中であり、WTO 協定整合化への努力が払われている。法律、国会決議、政府決議、各部局の決定、通達、人民評議会、人民委員会指示等、複雑な運用形態を持つ。実施細則の整備の遅れにより、地域、機関、担当官により解釈の相違を生じており、運用の統一性を欠いている。外国企業は決定プロセスが見えないことから、将来の政策変更に懸念を持っている。法制度に関する党の決定、検討事項についての情報提供が望まれ、少なくとも紛争処理にあたる司法権については、党、その他の権力から中立が確保されることが重要である。

2) GATT 関連

関税品目の 52% は 0 ~ 5% の税率に含まれる。但し、主要輸入品である自動車、家電、セメント、プラスチック、ゴム、紙、石油、鉄鋼、アルコール飲料などの平均関税率は約 33.5% である。主要な問題点としては、1 . 部品の税率が高い、2 . 関税率の改定が頻繁に行われる（関税引き上げの遡及適応もあり）、3 . 優遇税率の適用方法がしばしば変更される、が挙げられる。現在、関税制度および法令の整備をしている段階である。

ヴェトナム国における突然の関税の引き下げは投資予見性を損ない、現地生産のメリットを削減する恐れがある。また、部品に対する高関税はかえって輸出競争力のある完成品産業の育成を拒む可能性がある。1999 年 1 月施行の「改正輸出入法」により、適用税率が特別特惠税率、特惠税率、標準税率の 3 分類となった。（特別特惠税率は「ASEAN 自由貿易地域（AFTA）の為の共通実行特惠関税（CEPT）スキームに関する協定」に基づく輸入、特惠税率は最恵国待遇（MFN）を付与するとの 2 国間協定を結んでいる国からの輸入が対象。）これらの措置は、WTO 協定の最恵国待遇原則（ガット第 1 条）に違反する。加盟後は全ての加盟国に対し、MFN 税率を適用しなければならない。輸入品に対して、関税以外にも各種の手数料が課されているため、協定整合的な手数料制度を導入する為のアクションプランの提示が求められている。1999 年 4 月現在、HS コードベースで 64 品目の輸出に関して、最高 45% の輸出税が課されている。金属、木材製品の課税根拠が必ずしも明確とはいえず、木材チップに対する突然の賦課の問題などがあった。現状を踏まえた輸出税の見直しが必要である。関税手続きの関しては、関税に関する規定の詳細が不明瞭なため、

税関職員の関税率の解釈、運用に差が出ている。税関手続きに関する実施規定の整備、公開が必要である。輸入関税率が突然変更され遡及適用されることがあるため、輸入業者からの不満の声は大きい。船積み書類などの不統一、手続きの煩雑さ、通関手続きの期間の不明確さが見られる。税関職員への研修を含め、税関内での検査に関する改善が必要である。

関税評価に関しては、乳製品、飲料、電機製品、自動車等の 21 分類の輸入品に対して関税評価のための最低価格制度を採用しているが、これらは関税評価協定に反するため、廃止が求められる。ヴェトナム国側は、2005 年までに WTO 協定に適合させることを目標としている。現在、古着、中古機械・家電の輸入が禁止されている。輸入制限措置の自由化が進行中であるが、対象範囲、廃止時期など協定整合化への具体的方針は明らかにされていない。WTO 協定に不整合な数量制限措置の撤廃は不可欠である。現在は、多くの品目で輸入ライセンスの取得が必要であるが、ライセンス取得に関する手続きの詳細規定及び運用が不明確である。提出書類が多く、手数が煩雑で時間がかかる。

ライセンス協定整合化を早急に行うことが必要である。1998 年からヴェトナム国企業の輸出入に関するライセンスは不要となったが、外資企業については依然として生産計画に沿った輸入のみしか認められず、転売は許されていない。外資企業の貿易取引が認められないのは、貿易権の内外差別であり、撤廃が求められる。

3) GATS 関連

GATS に関連した問題としては、国有企業が経済の中枢を占めており、多くのサービス分野に関して国家の独占が続いていることが挙げられる。現段階では殆どのサービス分野において内国民待遇・市場アクセス上の障壁が存在している。また、外資法によって多くの分野が依然として厳しい外資規制とライセンス制度によって運営されているため、国有企業の早急な改革と市場の自由化が求められる。ヴェトナム国政府の考え方は、これらの規制措置は社会主義的市場経済の推進のためには当分必要であるとしており、今後とも WTO の場で苦しい交渉が予測される。しかし、米越通商協定の締結の結果として、米国保険会社に保険市場を開放するなど、二国間協定や外圧によって市場を開放する傾向が見えている。

4) TRIPS 関連

知的財産権分野に関しては、既に関連法はほぼ施行されているが、TRIPS 協定に整合的であるかどうかは調査が必要である。また、法律が制定されたとはいえ、実施機関の能力不足や連携体制の不備から、現実にはコピー商品が市場にあふれている。政府は最近、国

民への啓蒙活動に力を入れ始めており、徐々に体制を整えているように見受けられるが、引き続きこの分野では支援が必要と思われる。主な問題点としては、1. 工業所有権の設定・維持、著作権の登録料金について内国民待遇が確保されていない、2. 著作権に対してコンピュータソフトウェアの保護等の条文がない、3. 商標権の範囲が狭い、4. 知的財産権侵害に対するエンフォースメントの規定がない等が挙げられる。また、特許保護期間は WTO 協定の規定より保護期間が短い。法制度の整備はさらなる見直しと改正が期待されるが、今後は実施面（模造品の水際取締り、権利侵害者に対する差し止めの迅速化、裁判の適正な遂行など）において、能力強化支援が不可欠と思われる。

5) TRIM 関連

自動車、バイク、家電等の 24 品目の新規投資プロジェクトに対し、生産量の 80% の輸出要求が課せられている。輸出要求自体は、TRIM 協定で明示的には禁止されているものではないが、内国民待遇原則に抵触する可能性がある。電子・電気分野の外資製造業は、原材料・部品に 20% のローカルコンテンツ要求が課せられており、TRIM 協定に抵触する 1998 年末にバイク産業、エンジニアリング、電子・電気産業について、現地調達率達成段階によって部品・材料の輸入に優遇関税率を与える旨、決定された（2001 年から適用予定）。現地調達率を条件に優遇関税を適用するインセンティブを与えることは TRIM 違反の可能性が高い。ヴィエトナム国は TRIM 整合化についても 5 年の経過期間を求めている。（途上国加盟国も 2000 年からの実施を求められており、それとの整合性の問題が残る。）

6) TBT 関連

国際基準への整合化、照会所の設立、人的資源の拡大が課題である。加盟国からの技術支援を要請中であるが、ヴィエトナム国からの協定との整合化を図る明確なアクションプラン提出が不可欠となっている。

7) 補助金関連

国民の 80% が農民のため農業に関する支援策は今後とも必要であり、農業協定上のグリーンボックスとして認められると主張している。

8) 二重価格制度

電気、水道等の公共料金、航空運賃、ホテル料金、住宅費等に関して、外国人とヴィエトナム人との間に二重価格制度が存在している。（2001 年を目処に廃止を予定）

9) 外国人に対する所得税

外国人に対する所得税が 40～50%と ASEAN 諸国の中で最も高い。

(2) 通報の実施実態

ヴェトナム国は WTO に加盟していないことから、通報に関しては各省庁の責任の分担と通報実務の手続き等について、今後、体制構築していかなければならない。

4 - 5 - 5 国内人材リソース

ヴェトナム国の政府官僚の多くは英語能力が乏しく、国際交渉の場面でも通訳を介して発言をしている。20代～30代前半の若手スタッフレベルには英語でのコミュニケーションが可能なスタッフも増えてきているが、その会話レベルは未だに低い。英語でのトレーニングには限界があり、持続的な研修制度の確立のためには教材の開発を含めたヴェトナム語での研修の普及が不可避であり、ヴェトナム人専門家の育成が急務である。

また、国内法・規制はヴェトナム語であり、英語訳の入手が困難である。社会主義体制を堅持しながらの市場経済の導入期にあるということ、プライドが高く、先進国への警戒感が強い国民性からヴェトナム人の本音を探ることは困難である。このような背景から、支援に当たってカウンター・パートとスムーズな意思疎通を行うには、ヴェトナム人コンサルタントの活用が不可欠である。

(1) 学識経験者

ヴェトナム国内においては、WTOを専門とする学識経験者は大変限られており、ハノイ貿易大学、ホーチミン貿易大学などに僅かに存在するのみである。ハノイ貿易大学の国際通商科にはWTOに関して一定の知識を持った教授が一人いる。学識経験者という意味では、商業省や計画投資省(MPI)傘下の中央経済管理研究所(CIEM)や開発戦略研究所(DSI)等の研究所に経済や政策の分野で多くの研究者が抱えられているため、これら研究所の人材とその能力を調査し、活用することは意義深い。

現在、確認されている学識経験者と所属機関は以下の通りである。

Ms. Phan Than Ha, Deputy Director, Department of Macro-Economic Policies - CIEM

Mr. Nguyen Quang Thai, Vice-Chairman, DSI

Ms. Nguyen Thi To, Principal, Hanoi Foreign Trade University

(2) ローカルコンサルタント

ヴェトナム国のソフト分野のコンサルティング会社は非常に少ない。特にWTOや通商分野に関しては、商業省の下請として弁護士を抱えているコンサルティング・ファームが2社ほど存在する。この2社のファームにしても、WTOに関しての専門家を抱えているわけではなく、一定の学歴と、弁護士等の資格保持者がその都度、勉強をしながら業務をこなす程度である。特殊な知識が必要な場合は、省庁や大学から知り合いを調達してきてアウトソーシングするケースが多い。ヴェトナム国では省庁や大学の勤務時間は16:00には終わるため、その後、職員がコンサルタントとして業務を提供することは珍しくない。

政府系研究機関としては計画投資省(MPI)傘下の Central Institute of Economic Management - CIEM が JICA 市場経済化支援のカウンターパートとして APEC/WTO に関する産業へのインパクト分析を行っており、評価されている。また、商業省も通商分野の研究所として Institute of Trade Research を抱えているため、将来的に活用できる可能性がある。

民間コンサルティング会社としては Vietbid と LeadCo が主に外資系企業の進出支援、各省庁からの調査下請、国際援助プロジェクトのローカル・パートナーとして事業を展開している。両社共に弁護士資格を備えた要員を確保しており、各省庁、大学関係とのネットワークを有している。

(3) 外資系法律事務所

ヴェトナム国には、オーストラリア国、米国、英国、香港、シンガポール国などから様々な外資系法律事務所や会計事務所が進出している。Baker & McKenzie、Freshfield, Price Waterhouse, KPMG、Ernst & Young など国際的に有名な事務所もあり、国際法に精通した外国人弁護士及びヴェトナム人弁護士が在籍している可能性がある。前述のとおり学識経験者もローカルコンサルタントもリソースに限界があるため、本協力実施の際には場合によってはこれらのリソースを利用することも視野に入れたい。